

潮風

第18号

1995年2月28日

三崎事件

荒井政男さんは無実



自己紹介

❖ 自己紹介 ❖



・私は、一九二七（昭和二）年二月四日に生まれました。

妻との間に「三男一女」の四人の子供がいます。妻との結婚は一九四六（昭和二一）年です。

十三歳 家庭の事情により金沢市内絹織物問屋にデッチ小僧にださる。

十六歳 樺太庁大泊港吉川商会蒸気船に機関員見習いで乗船。

十九歳 横須賀機関学校入学、三月卒業、一級取得。

十九歳 八月十五日日本敗戦。下船する。

二十歳 十月三日、下関市にて結婚。

二十八歳 三浦市三崎港に出て、マグロ船乗船。

三十六歳 マグロ船下船。三崎にて魚屋開店。

三十七歳 知人の車に乗せてもらって事故にあう。身体障害者二種四級者となる。

四十四歳 魚屋四店、寿司屋一店自営。一九七二年（昭和四六）十

二月二十一日家出した一人娘を探す中、三崎事件と出会う。同二十六日、現場を目撃して立ち去ったため犯人とされ逮捕。

六十三歳 一九九〇（平成二）年六月十九日、最高裁で口頭弁論。

同、十月十六日判決棄却さる。現在、六十八歳。

私は犯人ではありません。再審を断固闘い抜きます。

再審理由補充書提出して1年

さらにヒットを重ねよう!!

三崎現地に近い横須賀で支援者の懇談会

荒井政男さん(三崎事件)の再審理由補充書を提出して、早くも一年。第二弾・第三弾の補充書を目指して今年も頑張りたい。昨年の補充書は、荒井さんの両足に障害があるために犯行は不可能という最も基本的な問題をテーマとして、一群の新証拠とともに提出したものだ。

三崎事件には、一審段階から弁護側によって検察側の矛盾として指摘されていた問題がまだまだ沢山ある。ゴム長靴の大きさの問題(これは再審請求時に新規証拠を提出)、返り血がない問題、MN血液型鑑定の問題、動機の問題、荒井さんが当日持っていた小刀と被害者の傷とが矛盾する問題、「自白」調書が客観的事実と矛盾する問題等々、どれも新しい角度から研究・追究しなければならぬ問題である。昨年四月の「再審請求3か年報告集会」で、伊藤まゆ主任弁護士が言っていたとおり「どんなに小さな着目点からも再審証拠は発見できるかもしれない」のだから、ホームランだけを狙う愚をおかすことなく「ヒットを積み重ねて」を合言葉に、そして、「死刑再審第五の門を開く」ために、多くの仲間とともに力を尽くしたい。

今年正月早々、われわれ荒井政男さん救援会にとって大きな朗報が飛び込んできた。それは、横

須賀で死刑廃止などの市民運動に取り組んでくれた方々が、地元の事件として三崎事件に関心を持たれて、話を聞きたいと連絡して下さったのである。

蒲信一さん(真宗大谷派)にお会いしてみると横須賀で免田栄さんの記録映画『獄中の生』の上映と講演の会を開いたことがひとつの契機となつて、死刑廃止に取り組もうとする人々のつながりができ、死刑執行を阻止しようという動きになっている。その中から、すぐ近くで起きた三崎事件という死刑確定・再審請求の事件があるのに、それをよく知らないのではいけないということになり、今回の懇談会の企画になったのである。

一月三十一日夜、横須賀の日本キリスト教団船越教会(木村武志牧師)で懇談会が開かれた。救援会からは青木・鈴木・山際の三名が参加し、昨年四月の集会でも上映したビデオを見ながら事件の概要をお話し、「潮風」のバックナンバーを配付した。参加者の中には、三崎の出身者もおられ、また、三崎の知人から聞いた話なども出て、われわれの方が大いに励まされ、三崎現地に荒井政男さんの真実を広く伝えていくことの重要性を再確認させられた。三崎事件救援会にとって画期的であり、非常に心強いことである。

さまざまな動きのなかで再審へ

⑭

山際 永三

狭山事件・石川一雄さん 仮釈放をかちとる

昨年十二月二十一日に石川一雄さんは三十七年七か月ぶりに千葉刑務所から仮釈放された。一部には「改しゅんの情を認められて」とも報道されたが、それは間違いである。

「改しゅんの情」というと、いかにも罪を認めて反省しているように受け取れるが、本当は「情」ではなくて「状」なのである。刑法二八条・仮出獄の要件には「改悛の状アルトキハ有期刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ経過シタル後……」とある。「情」と書いた新聞には狭山事件の支援者が抗議して説明したそうだ。確かに仮釈放は、刑務所当局が推薦する立場にあるのだから服役の成績がよいことが条件であることは当然だろう。だが、従来冤罪者で自分の罪を認めない人は仮釈放の対象になりにくいことも事

実だった。しかし石川さんについて法務省は国会答弁で、再審を請求して罪を認めていないことが仮釈放させない理由にはならず「改しゅんの状」の「状」は服役態度の意味であると明言していた。

下獄後十七年でやっと釈放された石川さんは自宅に戻って記者会見を行い「再審無罪までたたかう」と決意を語った。石川さんが、罪を認めることなく正当な権利として仮釈放をかちとったことは、ほかの再審請求事件関係者にとっても大きな喜びである。マスコミ報道は、おおむね石川さんに好意的で、弁護側の再審理由を解説する記事が目についた。狭山事件弁護団の着実な主張と支援運動の積み重ねの成果である。

三崎事件を描く 劇画近く完成

月刊『狭山差別裁判』（通称・狭山パンフ）

の編集部では、以前から冤罪事件を劇画イラストで描くシリーズを企画していた。劇画作家は平口広美さん。すでに狭山事件の劇画をてがけておられ、狭山パンフの表紙画を毎月描いている人だ。シリーズ第一回に三崎事件が取り上げられることになり、昨年から打ち合わせを続けて、平口さんには資料を提供していた。近く完成して狭山パンフに掲載される。下書きを見せてもらったが、事件の概要が「絵」で表現されると「言葉」とは違った迫力があり、非常にわかりやすいものとなっている。乞うご期待。

福井の中学生殺人事件 前川さん逆転有罪の不当判決

二月九日名古屋高裁金沢支部は、一審で無罪だった前川彰司さんに対して破棄自判懲役七年の不当判決を出した。前川さんへの一審無罪判決は、返り血が付いた服を着ていたというあやふやな目撃証言を否定し、毛髪鑑定についても明確に否定する良い判決だった。それを逆転させたのだから全く酷い判決である。無罪判決に対する検察上訴を許す日本の制度に改めて批判が起こるだろう。

監獄の歴史と現在を訪ねて(六)

大地震と監獄

大山 武

神戸大地震では多くの犠牲者が出た。残念ながら神戸拘置所の状況はあまり聞かえてこない。聞かえてきたのは、東京拘置所で「こは安全だ、地震が来たら布団をかぶれ」と毎月放送していること。全国の監獄で受刑者が「自主的に義援金を送った」という報道がある。後者はいささか「眉つば」だと思ふ。獄中者の気持ちは分かるが、当局が仮釈放でつって奨励したのではないかと思われるふしもある。もしそうなら、月にわずか数千円の賞与金の寄付を奨励するより、出獄後の生活にしっかりと活かすように奨励するのが、本当の「刑事政策」ではないのか？

関東大地震と監獄

監獄と大地震と言えば、何と言っても一九二三年の関東大地震である。この時は関東一円の監獄で多数の犠牲者が出た。なかでも対照的だったのが横浜刑務所と小菅刑務所

(現・東京拘置所)である。

横浜刑務所は被害が最も大きく、囚人が四十八名、看守が三名死亡し、当時の典獄(刑務所長)・椎名通蔵は監獄法二二条によって囚人を解放した。解放された囚人は二十四時間以内に刑務所か最寄りの警察署に出頭しなければならぬのだが、出頭しなかった囚人が二〇〇名いて、逃亡罪が適用された。

一方、かつての東京集治監である重罪監・小菅刑務所では死傷者は十数名と少なかったものの、外塀と建物は全壊した。しかし、囚人は一名も逃走せず、自主的に負傷者の救護などに働いたという。有名な「小菅の奇跡」である。これは当時のクリスチャン典獄(刑務所長)・有馬四郎助への平素からの心服ゆえとされ、有馬は「愛の典獄」と賞賛された。

「愛の典獄」・有馬四郎助

だが、この有馬四郎助こそ、日本監獄史上

最大の悲劇・網走囚人道路の現場責任者であった。網走囚人道路については『潮風』六号で紹介した。一八九一年に釧路・網走の集治監の囚人二四〇〇名余りがこの工事に動員され、二十二名が死亡した。「囚人が死ねば一挙両得」という囚人外役労働の残酷さを象徴する事件である。空知集治監で「鬼の看守長」と恐れられ、この時に若冠二十七歳で北海道集治監網走分監長に抜擢され、この工事を指揮したのが有馬四郎助であった。

有馬は彼を抜擢した北海道集治監樺戸本監典獄・大井上輝前の影響で後にクリスチャンとなり、大井上と共に囚人外役労働廃止に尽力する。大井上は外役労働を維持しようとする勢力から、「天皇の御真影を物置に投げ捨てた」なる中傷を受け、囚人外役労働廃止と引き換えに辞職させられる。有馬も晩年クリスチャンゆえに大井上と同様の運命をたどる。

「小菅の奇跡」と所長裁量権

有馬が「鬼の看守長」から本当に「愛の典獄」に変わったのかはともかく、「小菅の奇跡」はもう一つの副産物を生んだ。今でも刑務所長の「裁量権」が強調され、かつての陸

軍省・参謀本部に対する陸軍師団長の地位にも比せられているについては、関東大地震のような経験が少なからず影響していると思う。横浜刑務所は囚人を解放し、小菅刑務所では囚人自ら留まった。いざとなったら事態を掌握できるのは所長だし、責任を取れるのも所長だけだ、というわけである。

しかし、それは幻想というものである。現場判断が必要となることはこの世界にもあるが、それは軍隊で現場指揮官が独断専行権を持つとは全然違う。「所長裁量権」とは、実は、法務省矯正局に向けられた「専行権」ではなく、囚人に向けられた「専制権」に外ならないのである。

先日死刑を執行された安島幸雄さんの親子面会訴訟でも、東京地裁判決は、幸雄さんを九年間も誰にも会わせないで執行したことを「所長裁量権」で正当化した。裁判所も「裁量権」の意味を全くはきちがえている。



12月1日 佐々木さん、安島さんの

死刑執行に抗議する！

昨年十二月一日、仙台拘置所で佐々木和三さん、東京拘置所で安島（旧姓小山）幸雄さんが死刑執行された。荒井政男さん救援会では、死刑廃止フォーラム90呼びかけの抗議行動をはじめ、安島さんの通夜から納棺などの葬儀に参加した。

安島さんは全く身寄りがないため、一九八五年、死刑が確定する前に安島夫妻と養子縁組をしていた。しかし、東拘はこの家族を九半年会わず、「遺体の引き取りをどうするか」と安島夫妻に連絡してきたという。

東京拘置所は何を考えているのか！東京拘置所が一切の面会・文通・差入れを禁止した処置は非人間的であり許すことが出来ない。幸雄さんの遺体を前にして胸の底から悔しさと憤りを覚えた。通夜の席で、幸雄さんの顔を見せてもらった。太陽に当たらないためか真っ白な、希望も笑いも生きる意欲もすべてもぎとられた本当に寂しそうな顔だった。

死刑廃止は共に生きるため

死刑制度と、死刑執行のために「心情の安定」〔「潮風」3号参照〕をふりかざし、人間としての当然の社会的欲求をすべて奪い取り死刑執行することを当たり前と言いきる東京拘置所と法務省に怒りを禁じ得ない。

安島幸雄さんと安島夫妻の面会禁止処分取消訴訟（親子面会訴訟）の判決が十二月十三日に行われた。死刑執行を待っていたような日にちの決め方だ。判決は棄却。裁判所は東拘所長の裁量権を認めて棄却の判決。安島夫妻はただちに控訴した。

親子面会訴訟は非人間的な考えや生き方とのせめぎあいだ。一人の死刑囚も獄中者も支配させない譲れないたたかいだ。人間として当然の社会生活を求める当たり前の要求だ。今後も支援していきたい。

荒井政男さん救援会は、荒井さんが死刑が確定した時、荒井さんの獄中闘争を支え、家族と協力し、再審に向けて弁護士と共に頑張ることを確認してきた。これからも多くの仲間と共に死刑を廃止し、再審勝利にむけて力を合わせていこう。

（文責 青木）

荒政さんだより ①7



●赤トンボが

◆今日で十月が終ります。でも気温は暖い今日ですから、ホッとしています。今日は冬物セーター、黒い防寒ズボンなどが、倉庫から届きましたから、いつ寒波がきても大丈夫ですよ。

(十月三十一日記)

◆十一月十日の午前中の運動に出たら、真赤な赤トンボが父さんの回りを飛び回っていたよ。そして目の前のセメント塀に止まったりしているの、つかまえようと人差し指をグル／＼回して近づいたが逃げていってしまった。

(十一月十四日記)

◆パンフが届きました。救援会通信読みました。文字が大きめになったので大変読みやすいですが、文字を大きめにするのはめんどいではありませんかね。手数がかるようでしたら、今までの文字の大きさでも良いですよ。大きめになったのはとても読みやすく嬉し

いですが…。父さんがパンフ文字が読みにくくなったのは、手書文字の色のうすいコピー(印刷?)のことです。救援会通信のワープロ文字は大丈夫です。

パンフはとじヒモでとじなくていいですよ。10日間更新になっていますのでとじた意味がないからね。「狭山差別裁判」パンフだけが一カ月更新扱いでした。とじ穴あけたり、とじヒモを使ったりして郵送するのは手数がかなり大変ですからパンフはバラのまま郵送下されば良いですよ。

東拘所長に荒井政男さんの死刑はしないで下さい、糖尿病合併症の網膜症の治療的処置をとって下さいとの二点を要請して下さい。こと、どうもありがとうございます。読み返しました。ご心配をかけてすみません。

父さんの便秘症については木田さんの潮風での文章をまたコピーしてくださりありがとうございます。毎日腹のみもみ運動は続いています。三日目にはきちんと出ています。

Sさんの就職がきまってお祝いでビールで乾杯よかったですね。Sさんの就職が決まってホッとしています。救援会に新しく参加して下さい。Aさんや弁護士志望のTさん

にもどうか今後とも支援のほどよろしくお願ひしますと伝えて下さい。

(十一月十五日記)

●血糖値さがる

◆血糖値が一七でした。こんな数字になったことは近年にないことですから、父さんもやったと、うれしく思いました。この告知をしてくれた看守氏もびっくりして共に喜んでくれました。が、血糖値が正常にもどったとしても合併症の網膜症はもう完治しないとわれました。多少は良くなるけれども完治しないというのです。ガツカリしました。

(十一月十七日記)

◆差入れの花は牛乳にかけて下さいよ。花よりダンゴです。悪いけど牛乳の方が体にいいからね。

看守達が夕方点検後に、「おやすみ」と各房に声をかけていくようになってきたこの頃です。

今年も十二月一日から湯タンポ使用と同じくひざかけ毛布の使用と手袋使用の許可の告知がありました。湯タンポ券は一応一〇枚だけ買入れしたが、三月頃に冬着の洗濯用に使

うつもりです。今年も一回使用料金は四〇円です。不買運動中ですが、一〇日分と二〇日分の申込み規則だから一〇日分だけ申込んだ訳です。

小みかんは一コ六三円か？六四円か？するので小さくてこの値段ではとうてい買う気にならず、いまだに不買中です。ユテタマゴも一コ四〇円。高すぎるよ。

文庫本文字がすぐく見づらくなりました。右目だけで読むので疲れて視力が落ちたのではないかと思います。医務に診察を申し込みます。

父さんはタオルの丁度真中の両側に糸をしぼって目印にしています。風呂場でタオルをしぼるのにもその中心点を持ってしぼるとスムーズにしぼることが出来ます。そしてタオルをかける時にも目印にしてかけることができます。獄中者にはよい参考になると思いますので報告しますね。

今日の昼食の主菜は牛肉の切身をパン粉をつけて揚げたものでした。しかし、揚げすぎて衣がこけて肉もこけていてカリカリ、カチンカチンでしたから総義歯の父さんにはとても食べきれませんでした。しかし噛めば噛む

ほど味があるので長時間かけてやっと半分食べました。

運動に出たら渡り鳥のツグミ夫婦が四組もエサを捜している姿を見つけました。きのうの運動では、桜の木の枝でツグミ鳥の鳴き声をきいたのですが、姿を見つけれませんでした。今日はしっかりと見つけてなつかしい気がしましたよ（笑）。（十二月一日記）

◆今夜、プロボクシングのラジオ放送が聴けることになりました。父さんが拘束されてからボクシング放送を聴くのは今日で三回目です。父さんもHちゃんやYちゃんのアマボクサー時代を想像しながらのしみに聴くことにします。では、共にがんばりましょう。お休みなさいね。（十二月二日記）

●死刑執行の報道はヌリツブシ

◆十二月一日に仙台で死刑執行されたことを東拘が新聞のヌリツブシをやりましたが、去年七人も虐殺死刑した時は、新聞もラジオも隠さなかったのに今年の十二月一日はヌリツブシを連日やりました。執行自体を隠したがる東拘自体が惨殺していることに外なりません。

十二月五日の年賀状メ切り発信日の一括発信は無事でした。父さんの年賀ハガキは毎年普通郵便扱いにされてしまいますが、今年は検閲を無事通過したというめずらしいことでした。

十二月十二日に定期転房するからと言われました。十三日に転房するとの告知でした。二つ目隣の房ですが、午後からその房に掃除に行くように言われて行ったのですが、水道流し台の床板がくさっていてポコ／＼音がするので修理してから転房することになりました。転房では重い公判資料は担当部長が運搬車で運んでくれたのでとても助かりました。それでも腰が痛みましたので目覚めたらまた少し風邪気味でしたが、ひどくはないので重ね着して治してしまいました。

修理した床板はまだギコギコ鳴るので夜中にオシッコに起きるときに気を使います。音がひびくからね。これでは何のために修理したのかわからないことになりますね。

（十二月十四日記）

◆パンフが届きました。十二月十四日の新聞のニューススポットに安島幸雄さんが一日に殺されたことと、安島敏市さんからの面会訴

訟が却下され敗訴したことが出ていました。今回二人殺されたことへの怒りで身も心もふるえました。お二人のご冥福をお祈りします。この怒りと抗議文も出すことができないくやしき、無念さに胃が痛くなりました。村山首相と前田法相と法務省役人共が共同して今回の虐殺を実行したのです。死刑存続を見せつけ、フォーラム90への挑戦そのものです。人命軽視のその姿を見せつけている役人根性をどうしても許すことはできません。

死刑台から生還された人達にお願います。フォーラム90の先頭に立って抗議、行動をしてほしいのです。生還した人達の叫び声を伝えてほしいのです。お願いしたいのです。

十二月七日に妻と長男が面会にかけつけてくれた意味が十二月一日に虐殺されたことについての父さんへの緊急面会だったことがわかりました。二人も殺されたことは今日のパンフやピラを見て初めてわかった訳です。だからショックが大きいので、眠れませんのでこれを急いで書いています。もう夜中です。紙数も終りです。

何としても三崎事件の再審を開始したいのです。無実なのに殺されてたまるか。

(十二月十五日記)

◆十二月二十一日夕刊と二十二日の朝刊に狭山事件での石川一雄さんの仮釈放出獄の記事のほほがこけている石川さんの写真を見て胸が一杯になり、涙がこみあげてきました。どうか青木弁護士さんを通じて石川さんによるしくお伝えして下さいね。

(十二月二十五日記)

●重ね着しています

◆「潮風」一七号で小川原先生の報告ありがとうございます。法廷があった一、二審で今の闘いを闘ってくれていたらなあーと、つくづく残念でなりません、がんばるしかありませんね。小川原先生も獄外での支援を呼びかけておりますが、どうかよろしくお願います。

青山さんを迎えての蒲公英さんのレポートありがとうございます。青山さんが無事満期出獄なさったこと、それを迎えに行ったたんぼぼさんの広い活動ぶりに感謝しています。青山さんの笑顔が父さんにも見えるようです。青山さんは東拘にいる時は、運動を父さんと同じ時間に出ていました。にぎやかな大声で

はしゃいでいましたし、房も父さんと近かったのですよ。冤罪を晴らせず、満期出獄となりましたが、今後しっかりと再審闘争でがんばってほしいですね。「殺したんじゃねえもの」で青山さんの出獄後の様子がわかり安心しました。

「潮風にのって」大拘の山野さんも元気でがんばっている様子のお便りありがとうございます。荒政の足痛む冬への心使いをしていただきありがとうございます。私は両足大腿部が左右とも金具入りのために痛むので、雨とか寒い冬は大きらいです。今後もよろしくおつきあい下さいとお伝えして下さい。

大阪の畑さん、こんにちは。元気で身近な獄中者の支援をなさっている様子を山野さんのパンフで知り、とてもうれしく思っています。獄外生活に戻られてからも文通して下さい。ありがとうございます。やさしい人柄に感謝している父さんです。また、投稿をお待ちしています。

崎田さんのお便り読みました。獄中者の写真欲求について書いて下さりありがとうございます。崎田さんも体を大事に共に勝利めざしてがんばりましょうね。

木村修治さんは恩赦の手続きをしていることを「大きな手の中で」を読んで知りました。どうかがんばって出獄をかちとって下さい。祈っています。

鉄腹さん、大道寺さん、沢地さん、大場さんありがとうございます。体を大事にして下さいね。今後もよろしくね。

S・Uさん、雪ですべて転ばないように、風邪と車に用心して下さい。

青木さん、厚手のスキー用モモヒキをはきなさい、とお奨めします。父さんは差し入れの黒い綿入れズボンの下にこのスキー用モモヒキをはいているんですよ。黒綿入れズボンの上からさらにダブルズボンをはいて重ね着しています。綿入れズボンは格好が悪いからね。でも冬だからスタイルにかまっちゃいられないでしょう、と思うのですが。でも、女性の青木さんには少し「酷」かもねー。という訳で黒綿入れズボンはまだ丈夫です。

国道11号線九号ありがとうございます。山崎君の判決勝利を祈っています。もう十一月二十九日に判決が出たことだから、どうだったろうか？ と案じています。

(十二月二十五日記)

●闘春 明けまして

おめでと〜いびら〜ます

去年東拘と仙台で二人国の手で殺されたことを知ってとてもショックです。安島幸雄氏と未決中二回文通していましたからね(彼は間もなく刑が確定した)。たった二回の文通でしたけれど、囚友として特にショックでした。村山首相や法務省、前田法相、看守らへの怒りで一杯です。新年になってもこの怒りが溶解しないのです。

死刑囚も人間です。過ちて改めないことこそ罪ですが、過ちを改めようとする者を殺すことはあきらかに人類の人道に反くことです。

(一月一日記)

◆一月五日に十二月二十一日局消印のパンフを受けとりました。

奥掛さんのパンフ『無実』読みました。あ

きました。

(一月二十七日記)

りがとう。保釈後の活動ぶりのがんばりが分かって、拍手をしながら読みました。

『キタコブシ』大道寺さんの日常生活ぶりが分かり、お元気な様子でしたので安心して読みました。がんばってお体大切になさって下さい。

『ぼじとうふう』娘さんの結婚おめでと〜ございます。いつも一家の記録を楽しく読ませてもらっています。ありがとうございます。

(一月八日記)

◆父さんたちへ東拘は、「地震がきたら、フトン」を頭からかぶって下さい。それで大丈夫です。東拘は関東大震災にも耐えられるように建造されています」という放送を一月一回必ずやっています。

「グラッときたらまず「フトン」を」が、合い言葉なのです。この放送で耳にタコができました。

初めての年越しそばが配られて獄のラジオの紅白たのし孫娘面会室で爺に訊く獄のおせちの品数などを

紅白の歌詩に吾が胸こみあぐるよしいくぞうの歌に涙す
人類の生きる喜び太陽に感謝のみよと妻が教えむ

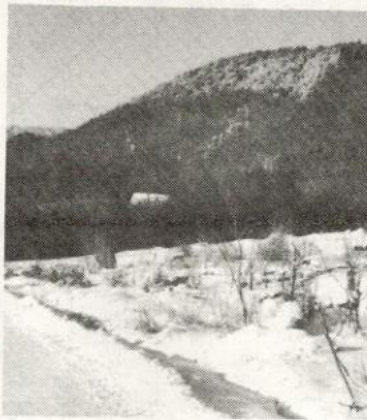
新年の賀状をありがとうございます。

「闘春」にこめられた熱い思いは、かならずや真実の扉を開くことでしよう。エイエイオー。

早いものですねえ。ここ奈良原に移り住んで満五年がたちましたが、今は五年、いや三年で社会状況が変わるといふサイクル。驚きももの木もさることながら、いよいよ時代に取り残されそうな私です。つまりこの数年、おびただしい勢いで家庭に入ってきた最先端の品々。電気製品からコードレス電話やワープロなど。しかし、私にはまったく無縁のものばかりです。あれば確かに便利でスマートな感じを得るでしょうが、私には先立つものもないからコツコツ自分の為の労働を繰り返して暮らしてきました。一番素敵だと思いがら。そうです、五年前は何もかもが新鮮で感動の連続でした。四季を織りなす植物はどれもが主役で舞台はどこにでもあり、野鳥ともども芸人のようです。ですから私は浦島太郎の心境で風光明媚な自然の中で暮らせる幸運に酔い、自由の世界を謳歌してきました。昨今、ふとわれにかえると自分の背後に望郷の念が迫ってくるのを感じて何とも哀しい想いに沈みます。折しも寒さに閉ざされた冬

の季節。今年のお正月をひとりですごしたこともあって、人のぬくもりの温さを痛烈に感じたのです。が、一方ではいつもないものねだりをする身勝手な私のわがまま。五年たてば年もとり人それぞれの事情も変わるので、今こそひとり暮らしの心構えをしつかりしなければなりません。つまり第三の青春を迎える訳です。自分に誇りを持ってしつかり生

山小屋だより



きていくこと。そのバイタリティーと信仰が大切なんですね。

昨年の十一月十日頃、一匹のジョウビタキ（冬鳥、スズメくらい大きさでお腹から尾にかけてオレンジ色）の可愛らしいメスが遊びにきました。彼女は時刻を知っているようにお昼頃来ては二十分ほど遊んでどこかへ消え、また夕方ひよっこり来てはおやすみのダ

ンスを見せて帰っていくのです。まるで誰かの化身のよう。キャトンとした眼で部屋の中をのぞいたり、ガラス戸に爪を立てて叩いたり。ところが上京して帰ると彼女の姿はどこにもなく待てど探せど見当りません。きつと雨戸を閉めて出かけたからなのでしょう。かつて東拘から獄窓にやってくるひよどりと話したり、猫に餌をあげたりのお便りをいただきましたね。孤独の日々の親友だよって。

さて雪もやんで陽が射してきました。立春を迎えて春の女神がやってきました。今年はず猪十二支最後の年ですね。ところで十二支の中にどうして猫がないか、御存知？ それはねずみが猫に嘘を教えたから猫は十二支を決める大切な日に行けなかったからなのです。だから猫はねずみをうらみ、生涯の敵としてねずみを追いかけて食べちゃうようになったそうです。

こうしてお便りをしているうちに元気が出てきました。やはり明日に向かって、しなやかにのびのびと、そしてちょっと過激に闘争勝利といきましょう。

それではどうぞお元気で！ バラの花のような愛を

奈良原のウィッチより

今年もよろしく



● 献寿

明けましてお芽出度う。

年は増えましたが、機関士ですからね。まだ大西洋のラスパルス港には行けませんよ。上は本鮪と大シビです。この頭をフアナに突込んで一時間ぐらいで丁度の焼き具合になり、カマや目廻りが一番うまい。

(金沢拘 島田丑之助)

●「潮風」で荒政さんの元気な様子を知ると嬉しくなります。九五年も健康第一でのりきろう。いい年になりますように。

(東京拘 折山敏夫)

●九四年は勤務先の生協で環境・福祉・平和活動を担当し、この国の様々な問題を多くの組合員と考え、活動をしてきました。

また夏には広島市の平和祈念式に、十月には沖繩の戦跡・基地巡りに行き、平和の尊さと反戦の思いを新たにしました。多忙な一年で

したが今年は何よりも再審請求に力を注ぐ決意です。

(東京 生原勇)

●昨年娘さんにお会いできてとてもうれしく思いました。安島さんの告別式、くやしさに涙がとまりませんでした。

(東京 荒井まり子)

●年末、少し息切れしかけていました。このままいけば身体のリズムが崩れるかなという時、ちようど正月。〃間〃のたいせつさを実感します。……荒井さんの一日も早い、無罪奪還を祈っています。

(大阪 畑健次郎)

●目のことはショックでした。が、あと一カ月でお誕生日もきます。再審請求に関しての報告も明るいものに感じています。どうぞ自らを励まされ頑張ってください。今年こそいい年となりますよう。

(東京 玉田雪江)

●いつも「潮風」を送っていたいただき、ありがとうございます。こちらにも一月中にはニュースを発行したいと思っています。

大森君は相変わらず元気ですがんばっています。

……くれぐれもお身体大切に。がんばってくださいましよ！

(札幌 大森恭子)

●心を引き締めて今年も死刑廃止をめざして、共にたたかきましょう。食事療法もたいへん

でしょうが、お身体をたいせつに過ごしてください。

(東京 大道寺ちはる)

沢山の方から荒井さんへの激励や、死刑廃止への訴えなど力強い年賀状をいただきました。ありがとうございます。

誌面の都合上お名前のみ紹介させていただきます。

東京拘の信太正雄さん、名古屋拘の小島茂雄さん、那覇拘の座間味秀雄さん、名古屋拘の宮崎知子さん、東京拘の丸岡修さん、大阪拘の山野静二郎さん、赤堀政夫さん、奥掛良一さん、中川憲一さん、斎藤美智子さん、大野萌子さん、赤羽信久さん、木下信男さん、吉沢稔さん、益永陽子さん、大道寺幸子さん、新美みつ子さん、丸山康男さん、清水袴田救援会、今村高五郎さん、森修さん、平野雄三さん、木下達雄さん、インパクト出版会深田卓さん、対馬滋さん、絆社ニュース発行所、樽林理恵子さん、足立玲子さん、赤松晶子さん、部落解放同盟中央狭山闘争本部、益永スミコさん、大場知子さん、アムネスティ・インターナショナル日本支部、平山まゆみ・山崎博之さん、門間正輝さん、鍛腹剣次さん、丹治則男さん、横山真知子さん、永井迅さん、上野延代さん、木村京子さん。

(順不同)



潮風にのって

◆『潮風』を送って頂きありがとうございます。荒井さんが真犯人と結びつかない証拠があり、その反対に荒井さんを犯人とする物的証拠がない点がなによりも荒井さんが無実の証明と思います。

私は一九八一（昭和五六）年大分市内で起きた女子短大生殺人事件（みどり荘事件）の犯人として八二（昭和五七）年一月十四日に逮捕されました。が、身に覚えのないことなので裁判で明らかになると思って裁判を受けましたが、一審の判決は無期懲役でした。

控訴して無実を訴え続け、弁護団の反証と救援会の支援のおかげで今年の八月一日に保

釈が認められて、十二年半ぶりに大分に帰ってくる事ができました。

無実の者にとつて塀の中に閉込められた生活は規則ばかりの辛い毎日です。荒井さんの無実が一日も早く晴れるように、再審に向かつて救援活動に頑張ってください。

私は保釈されたとはいえ、裁判長交代や、検事があくまでも誤りを認めようとしないうで裁判にまだ時間がかかりそうですが、無実を晴らすため頑張っていきますのでどうか私の裁判も見守ってください。

十二月一日

興掛良一

◆『潮風』17号拝読しました。救援会の皆さまも荒政さんもお元気で頑張っておられること同慶に存じます。今冬は私の持病たる首、背中、腕のしびれ、痛みが極めて激しくかなり苦しんでいます。でも、裁判の方は支援者の血と汗と涙の努力により新しい立証が出来そう、ファイトを燃やしています。私が大拘側に申請していた鏡（ハガキ大のブラスチック製）が十二月に房内に取付けられ、毎日自分の顔と対面できることはいいもんです。やや、いびつに写りますが、もともと私の顔も根性も歪んでいるので鏡は正直です。

でも、自分でもあきれくらしい老け込みました。では皆さまお元気で。

（大阪拘 山野静二郎）

◆『潮風』いつも拝読させていただいてます。ありがとうございます。

桜庭さんは、荒井さんが確定後、荒井さんに対して苦心して書き続けた原稿用紙一八枚、便せん一三枚を二度にわたって送りました。

東拘は「死刑確定者だから」と、荒井さんに交付しませんでした。そのため桜庭さんは、右二通の書信の返還を求めましたが、東拘側は返還不能を告げられました。つまりは没収。

そのことに対して桜庭さんから相談を受けた私は、以前にも同様のことがあって散々不便を強いられてきたことからこれ以上放置できないと判断して桜庭さんとの共同原告で提訴に及んだというものです。本来なら桜庭さんから説明していただいた方が良くも思ったのですが、彼は手が動かない事情により私の方から説明させていただきます。

もともと、監獄法九条は、「死刑確定因は刑事被告人に準ずる」と明文しています。しかし、守られていません。司法が行政に屈服してしまっているのです。私たちの争点骨

子も司法批判が大部分です。どうみても司法が行政に屈服してしまっている状態は異常です。

私もそろそろ口頭弁論が入ると思いますが、他の提訴も含めて少しでも収容者の人権確保・向上に役立てればとの思いから時間と生命が許すかぎり最後まで目標をもって力強く闘っていくつもりです。荒井さんも雪冤に向け最後の最後まで頑張ってほしいと思います。桜庭さんいつも気にかけておられます。お元気で！
(東京拘 猪熊武夫)

◆安島幸雄さんの執行のこと無念でしたが、山谷の労働者福祉会館でのお通夜の様子を聞き、ほっとする思いでした。血縁につらなる者がひとりとしていない中で「志」を同じくした仲間が集まり、幸福だったとはいえない者の死を共有するというのは、きつとキリスト教もはじめはこのように「教会」になったのかも、と思いました。私のクリスマスはまた例年通り「教会に行かないで」ホームヘルパーに「行く」ことになると思います。羊飼日も働いていたわけだということ。メエメエ。小羊も大変ですよ。

(東京 足立玲子)

◆「潮風」17号で西瓜の長さや幅のことが書いてありましたが、はかったのかしら？とニタニタしながら思いました。ものさしあるのかナア：と思ったりしています。

私などTVを見ながら何気なく食べていた西瓜：。こんなところにも、まだまだ獄中者の側にいないのだなア：と思ったりしています。「コスモス通信」読んで下さってありがとうございます。お体にだけは気をつけて下さい。

(大阪 大場知子)

◆朝晩ぐんと冷えるようになり荒政さんの足のお痛みが増す季節になりました。年と共に故障があちこち出てきますが、くれぐれも大切になさってください。(宮城 荒井幹夫)

◆また死刑執行がなされ、怒りを抱いています。時代が逆行しているように感じます。どうぞ頑張ってください。わずかですが：。

(神奈川 赤松晶子)

◆いつも「潮風」をありがとうございます。忙しい毎日の中でバタバタしていますが、これを読む時はゆったりしたいと思いつつながら読んでいます。来年もまたよろしくお願います。

(神奈川 小笠原季子)

◆寒くなりました。どうぞお大切に。少しで

すが、五千円は永眠した母からのものです。

(東京 荒井洋子)

◆通信いつもありがとうございます。荒政さん、元気ががんばっておられるようで何よりです。少ないですが、ポーンスカンパ送ります。

(東京 中川憲一)

◆がんばってください。荒政さんが元気なのに勇気づけられます。

(埼玉 吉沢稔)

◆荒井さん「ばじと」楽しみにしてくれているのですね。ありがとうございます。寒くなるけどがんばって！

(大阪 石橋あけみ)

◆いつも会誌お送りいただきありがとうございます。会費には足らず、心ばかりで申し訳ありません。お納め下さい。

(埼玉 横山真知子)

◆荒井さんのお誕生日おめでとございます(おくれちゃったけど)。

節分をすぎると春：というからといっても



やっぱりこの時期は寒さがきつい。このあいだは雪も降りましたね。きびしい環境の中にありながら荒井さんはいつも元氣いっぱい声をこちらに届けて下さっている。どうぞ身体と眼をいたわって下さいとお伝えして下さい。再審の歩みが「潮風」より感じとれてうれしいです。一日も早くいい春を迎えたいですね。

(東京 玉田雪江)

◆署名用紙を返送していただきありがとうございます。次回公判二月二十四日(結審)に向け先生達は弁論書作成に、救援会は署名活動に取組んでくれています。

私は大分市に続いて二月八日に福岡市で、二月十日は全電通大分(NTT)労組で真相報告会を開いていただき、無実を訴え支援の願いをしてきました。

先日、福井の前川事件(一審無罪)が高裁で逆転有罪判決が出て驚きました。こうしたこともありますので私も判決を聞くまで油断はできませんので気をひきしめて頑張ります。荒井さん救援会の皆さまも体調に気をつけて頑張ってください。ではまた。

(大分 輿掛良一)

1月31日現在

《会計報告》

A 収入		B 支出	
前月より繰越	300,400	潮風17号印刷代	28,119
パンフ売上げ	2,200	年賀ハガキ・切手代	28,000
カンパ、会費	95,000	封筒	800
家族より援助諸経費	20,000	配達証明	1,297
		交通費(家族宅)	7,000
		航空写真代	19,570
		調査交通費	32,000
	417,600	合計	116,786

A 417,600 - B 116,786 = 300,814 ……次回へ繰越

●多くの方々からのカンパをありがとうございました。

◇ 編集後記 ◇

●松飾りがとれてすぐのあの恐ろしい神戸の大震災に驚倒！昨年から度々起こる強度の地震で私の未来への夢は雲散霧消と相成り、ただただ「今日」という一日をどう生きるかをみつけれられた一九九五年の始まりです。神戸

にお住いの皆さん——どうか頑張ってください。

(SU)

●前号この欄で「ファッションナブルな綿入れズボンがほしい」と書いたところ、反響あり。通信販売で知人が買ったという情報や、荒井さんからは思いやりあるアドバイスの便りが家族のもとに。うれしかったから荒政さんだよりに独断で載せてしまった。それで、荒井さんの短歌を載せるスペースが少なくなってしまったかしら？ やっぱり削ろうか？と悩んでいたらもう締切り。荒井さんに詫言なければなりません。たくさん清書して下さいのですが、次号以降に載せますのでがんばってください。

(青木)

* * *

「潮風」は三か月に一回発行しています。三崎事件の報告だけではなく再審をめぐる問題、死刑廃止をめぐる動き、その時々々の出来事と獄中者をめぐる問題などを掲載してきました。その中でも一番のコーナーは「荒政さんだより」と「潮風にのって」。

次号の原稿メ切りは四月末です。元氣でも元氣でなくても「潮風」に便りを！ 待っています。

三崎事件

荒井政男さんは1971年12月、神奈川県三浦市三崎で起きた一家三人殺害事件の「犯人」として逮捕されました。裁判所は、荒井さんの無実の訴えを無視し、強制による「自白」、目撃証言などを根拠として死刑判決を下しました。1990年10月に上告棄却となり死刑が確定し、現在東京拘置所に収容されています。

荒井さんは、その事件の犯人では決してありません。偶然現場の近くに車を駐車させて中で眠っていた荒井さんが事件に気付き、立ち去ったに過ぎません。

目撃者証言は、現場から立ち去ったもう一人の男（真犯人）と荒井さんを混同したものです。荒井さんを犯人とする物的証拠は何もありません。だいいち、荒井さんは過去の交通事故により足に重い障害を負っており、三人もの人を殺したり、家の中を走り廻ったり、2階に駆け上がったことが出来ません。

また犯人が現場に残した足跡（25.5 or 26cm）が荒井さんの履いていた靴（27cm）と一致しません。さらに凶器とされた刃物が特定されていません。犯人であれば当然浴びたはずの大量の返り血が荒井さんの衣服や車に全くありませんでした。荒井さんがとられた「自白」と客観的な事実のあいだに多くの矛盾があります。

荒井さんは、1991年1月に横浜地裁横須賀支部に再審の申立てをしました。裁判所は、一日も早く再審の開始を決定すべきです。

潮風

は、荒井さんが若い頃船に乗っていたことから名付けました。荒井さんが家族へ宛てて出した手紙の中から、“荒政さん（荒井さんの愛称）だより”として荒井さんの声を獄外に、また支援の声を荒井さんに届けて再審を共に闘うために1990年11月から発行しています。『潮風』の購読をお願いします。

潮 風 第18号 1995年2月28日発行 頒価200円(〒90円)

発行人 荒井政男さん救援会

東京都千代田区神田錦町1-1-6

神田錦町ビル3階 大手町共同法律事務所気付

郵便振替 00130-7-546727

お知らせ

三崎事件の劇画が『狭山差別裁判』254号（発行 部落解放同盟中央本部 狭山中央闘争本部）に掲載されました。劇画作家は平口広美さん。72コマ、10ページにわたって、とてもわかりやすく事件の経過と再審の論点が描かれています。一読をおすすめします。

救援会でも取り扱っていますので同封の振替用紙に劇画希望と書いて申し込み下さい。また、獄中者はハガキでお知らせ下さい。

代金 一部300円（送料68円）

申し込み先 東京都千代田区神田錦町1-1-6

大手町共同法律事務所気付

荒井政男さん救援会 まで

郵便振替 00130-7-546727



この続きはパンフレットをお読み下さい。

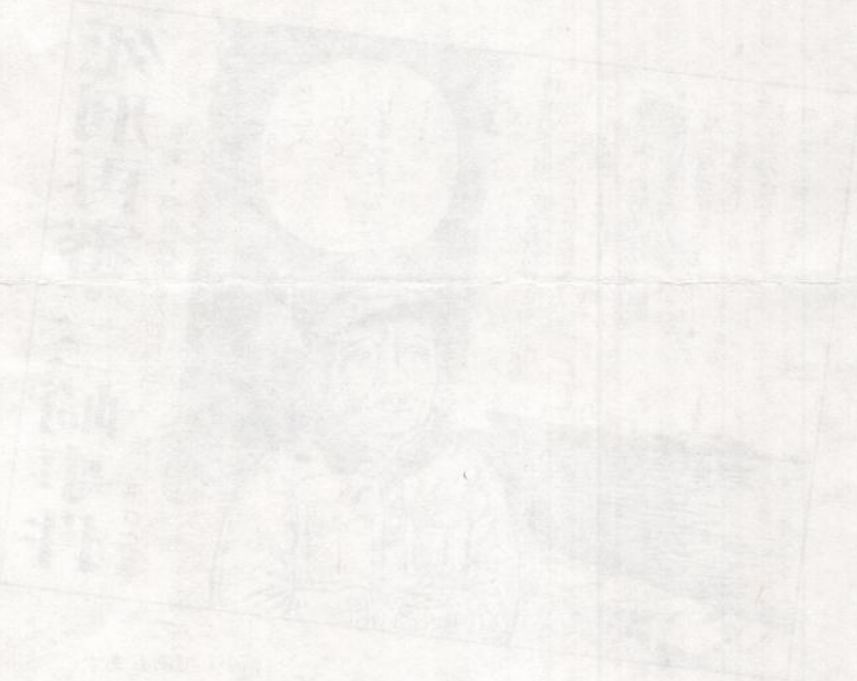
（縮小してあります）

1912

THE UNIVERSITY OF CHINA
LIBRARY
No. 100

UNIVERSITY OF CHINA
LIBRARY

UNIVERSITY OF CHINA
LIBRARY



死刑執行に抗議する

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90

◆また、国が、人を殺した——2年間で12人の「計画的同時大量殺人」

5月26日、法務省は東京と大阪で3人の死刑を執行しました。昨年12月1日の2人の執行から約半年。またしても、「国による計画的同時大量殺人」が行われたのです。

東京でSさん(54歳)とTさん(70歳)、大阪ではFさん(40歳)。3人の《いのち》が、法務大臣の命令で、ほぼ同時に、ロウソクの火を吹き消すように消されました。

3人は刑が確定して以来、毎朝、執行官の足音に脅える恐怖の日々を強いられました。そして、この日朝突然、何の前触れも、抵抗のすべもなく刑場に引き立てられ、瞬時に、《生きている時間》を止められてしまったのです。これはまぎれもなく、殺人です。

89年11月以来3年4か月間、死刑執行がストップしました。死刑を見直す国内外の議論の高まりが、この間、4代の法務大臣に執行命令書への署名をためらわせたのです。

それが宮沢政権下の93年3月26日、3人の同時執行で再開され、さらに8か月後、細川政権下の11月26日に4人、村山政権下の昨年12月1日に2人、そして今回また3人……執行再開からの2年間で、実に12人も国による大量殺人が実行されてしまいました。

とりわけ「人に優しい政治」を標榜する村山政権下で、半年に5人も執行が行われたことに、私たちは言いようのない悲しみと憤りを覚え、法務省に強く抗議しています。

◆「凶悪事件」を利用して死刑の日常化を狙う法務省

法務省が、このように大量執行を続けるのはなぜでしょうか。

それは、まず第1に「死刑執行の日常化」です。毎年、「定例行事」のように死刑を執行することで、死刑をおぞましく思う市民の人権感覚をマヒさせる。市民に死刑に慣れさせるとともに、再び「死刑執行ゼロの年」を作らない、という実績も作る。そうしなければ死刑廃止の大きな流れをくい止められなくなる——そんな「死刑廃止阻止」の政治的、政策的意図のために、法務省は定期的に《いのち》をいけにえにし続けているのです。

第2は、「いくら政権が代わっても、死刑制度は維持するのだ」との意思表示のためです。自民党政権が崩壊した後、細川連立政権、社会党首班の村山政権にも、法務省は「殺人」の踏み絵を踏ませました。今、政局が流動する中で、再び政権交代も予想されています。その中での執行には、「次の政権」へのデモンストレーションも含まれています。さらには、参院選を控え、内閣改造前に「法務省の言いなりになる」法務大臣のいるうちに執行を——との意図も見え隠れしています。

第3に、今回の執行は、3月に起きた地下鉄サリン事件、大々的なオウム真理教報道の中で行われました。法務省は、「凶悪事件」に対して市民の不安や憤りが高まっていることを利用し、今がチャンスとばかり「国家殺人」を正当化しようとしたのです。

市民の不安を見透かし、世論の怒りを利用し、政局をにらみながら、死刑囚のリストを前に密かに「殺人計画」を練る——想像するだに、非人間的な姿ではありませんか。

◆殺伐とした世相に拍車をかける死刑執行

前田勲男法相は昨年、死刑執行について「法にのっとり、裁判所の判断を尊重し、関係記録を精査・検討して、慎重かつ厳正に対処すべき」と述べました。しかし、今回、大阪で執行されたFさんは、再審申し立ての準備中でした。法相はそれも「精査・検討」したうえで、執行命令を出したのでしょうか。だとすれば、明らかな再審の権利侵害です。

東京で執行されたSさんは、一審死刑判決後、弁護士による控訴を自ら取り下げ、刑が確定しました。「あとどのくらい生きられる知れませんが、それまで精一杯、被害者の冥福を祈りたい」と語ったSさん。罪を深く悔い、祈りの日々を送る人を、なぜ殺さなければいけないのでしょうか。また、Tさんは、被害者一人の事件では異例の死刑判決を受けました。被害者が警察官だったからだとすれば、まさに国による報復殺人です。

しかも、裁判は誤ることがあるのです。間違った死刑ほど恐ろしい犯罪はありません。

法務省は、死刑制度維持と執行について、「法秩序の維持」「凶悪犯罪の抑止」を強調します。しかし、昨年6月の松本サリン事件、今年3月の地下鉄サリン事件や警察庁長官銃撃事件は、93年の執行再開以来、大量執行が続く中で計画され、実行されたのです。それ自体、死刑には「犯罪抑止効果」などないことを示しています。それどころか、国が率先して、《いのち》を大切にしない風潮を煽っているのです。

元最高裁判事の団藤重光さんは、今回の執行についてこう述べました。

《本当の「秩序維持」のためには、人間性の裏付けをもった方策が不可欠である。人間性を忘れた「秩序維持」の方策は、世の中を殺伐にするだけで逆効果になる》

◆政治日程に上っている「執行停止——死刑廃止」

89年12月、国連で死刑廃止国際条約が可決されて以来、「法は人を殺す法であってはならない」という条約の精神は、世界中の人々の心を深くとらえました。いわゆる先進国の中で死刑制度を残しているのは、今やアメリカの36州と日本だけです。私たちは、この世界の流れに日本が加わることを願い、条約の早期批准を求めてきました。

この流れは今、大きく盛り上がっています。最高裁の大野正男判事が93年9月、「一定期間の執行停止」立法化を提案し、日弁連も執行停止を求める立場を鮮明にしました。国連人権規約委員会は93年11月、日本政府に「死刑廃止に努力すべきだ」と勧告しました。

国会では昨年4月、超党派の110人による「死刑廃止を推進する議員連盟」が発足しました。朝日新聞の調査では、死刑廃止をめざす議員は衆院で220人を超え、死刑存置の191人を上回りました。死刑廃止議員連盟では、死刑執行停止法案の国会提出を目指して、準備が進められています。また、死刑制度について幅広く議論するための「民間法制審」の創設も検討されています。死刑廃止は、すでに政治日程に上っているのです。

私たちはきょう午後3時から、お茶の水の明治大学・大学院南講堂で、死刑執行に抗議し、緊急集会を開きます。「もう1人も殺させない」——そのために、私たちはなにができるのか。執行停止から廃止へ、死刑のない21世紀へ——あなたも力を。

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90実行委員会

〒107 東京都港区赤坂2の14の13 港合同法律事務所 (☎03・3585・2331)

潮風

第19号

1995年5月30日

三崎事件

荒井政男さんは無実

風 臆

第 19 号

1995年 2 月 30日

三 德 事 業 社

業 共 効 用 さ ら ぬ 無 実

多くの仲間とともに、爽り多かった

五月六～七日、三崎現地調査

五月六～七日、弁護団の三崎調査の日程に合わせて救援会では現地調査を行なった。

六日、空模様が心配されていたが、初夏を思わせる好天気となった。三崎への観光客があふれる京浜急行三崎口駅前で、人混みをかきわけて集合した。

午前中は、横須賀の人達から三崎に住む人を紹介してもらって会いに行った。事件から二十三年を経て、三崎の人も事件があったことを忘れている人がほとんどだとのこと。再審の現状を知ってもらおうという意味でもとても心強い話し合いだった。

午後からはメンバーは二手にわかれ、一方は聞き取り調査をする弁護団へ付添い、もう一方は事件の現場を見て回った。初めて現地へ来た人もいて、事件のあった商店の回りや証人の位置、荒井さんが立去った経路をたどって一時間ほど歩いた。

事件の概略について「潮風」や集会などで

知っている人でも「思っていたよりも広い」

「いや狭く感じる」などと、それぞれに抱いていたイメージとの違いに驚きながら感想を述べあった。事件当時の実況見分調書と現在の距離を確認したり、鋭い質問に案内役がタジタジとなる場面もあり、有意義な調査となった。

夕方には、弁護団と合流して交流会を行い、翌日の調査や今後の方向についても話し合われた。狭山事件や袴田事件など他の再審事件の支援者も参加してくれて貴重な助言を得ることができた。

翌七日には早朝、魚市場に行った。働いている人が全員大きめの長靴をはいて仕事をしている様子を見学することができた。そのあと、引き続き弁護団と聞き取り調査に回った。

今回の調査は、決まったのが一カ月前と、準備期間が短かったにもかかわらず、車の提供や運転をはじめとして協力をしてくれた横須賀のみなさんに感謝したい。

「現場には何度行っても行きすぎることはない、いつも現場から」と思っている三崎は遠いという人もいるだろう。次回ももっと多くの人に参加してもらえるように計画したものだ。

現地調査に参加した方から感想の文章が寄せられたので紹介します。

(文責 青木)

三崎事件の現地視察会に参加して

蒲 信 一

五月六日、三崎事件の現地視察会に初めて参加した。参加者は約十五名。予想をはるかに上回る人数に、正直驚かされた。だいたい私がいつも参加している他の集会などは、五、六名から、多くても十名程度である。恥しいことだが、これほど多くの人が、この事

件に関心を抱いているとは思わなかった。

死刑制度の否定は 冤罪をなくすこと

私たちは、三浦半島地域（横須賀・逗子・葉山・三浦）で、死刑制度の廃止に取り組んでいる市民グループである。免田栄さんの映



画の上映会をきっかけとして、一年半前に結成された。その後例会や臨時の集会を持ち、死刑に賛成の人・反対の人を問わず、死刑制度そのものの歴史を学び、議論してきた。そうした学習を積み重ねる中で、三崎事件を我々の中心的課題と位置づけして、今回参加したのである。

私は、冤罪だからこの事件に関わるのでなく、実行犯の死刑執行も含めて、死刑制度そのものに反対している。以前、集会の参加者約百人にアンケートをお願いした。冤罪は絶対にあつてはならないとする一方で、実行犯はやはり罪を償うべきだという意見が多かった。つまり実行犯の死刑執行はやむをえないというのである。しかし死刑制度がなくならない限り、冤罪事件は生まれ続ける。冤罪を否定するには、死刑制度そのものを否定するしかないのだ。

イケエはごいらい

三崎事件は冤罪事件である。私も隣の市に住んでおり、三崎の知人も多い。三崎はかつて遠洋漁業で賑わった町である。往年の賑わいはなくなったが、漁師町特有の荒っぽい言

葉・雰囲気は、今も漂っている。その独特で閉鎖的な風土が、この冤罪事件を引き起こしたとも言われているようだ（しかし風土的に言えば、海へ向かう漁師は元来開放的で荒っぽく、むしろ定着した農家の方がはるかに保守的・閉鎖的である）。

これといった事件もない小さな町で、人々を震え上がらせる残虐な犯罪が起き、人々の恐怖心と不安が、必ず犯人を挙げずにはおかないという心境になったとしても、なんら不思議はない。それが真実よりも大きな力となつて一人歩きしはじめた結果として荒井政男さんという生け贄を生み出してしまった。三崎の人々にとっては、事件の真相よりも、不安と恐怖心を解消させることの方が重要だったのかも知れない。

しかし今の私どもに、三崎の人々を批判できるだろうか。それは最近のオウム真理教の報道を見ていて、とりわけ感じられることである。社会全体を覆う不安と不信が、今起こっている多くの凶悪犯罪に、全てオウムが関与していることを望んでいるようだ。確かにオウムは怪しい。しかし、もう二度と生け贄を必要としてはならないのである。

トンビとカモメとさざ波と

阿部 豊

品川駅から京浜急行電車に乗って三崎口駅まで、ちょうど一時間。切符代は、八百円。はくは埼玉育ちなものですから、三浦半島の南端なんて、ずいぶん遠いところのような気がしてましたが、わりと近いんですね。

クルマに乗せていただいて港にいたら、トンビが舞っていました。トンビ、優美だなあ。海の色も、さわやかです。潮風の匂い。戸板に釘でもって打ちつけられたイカ。どうやらそれを狙っている気配のネコ。いいなあ。

さて、初日の現地調査です。すでに弁護団は救援会メンバーと聞き込みに伺っておられるとのこと。いっぽうこちらは、引率されている現場めぐり。総勢十一名で、ゾロゾロと。今は駐車場になっている三崎警察署の跡地。思っていたより幅の狭いバス通り。現場中の現場たる商店および食堂、そして路地。

荒井政男さんにとつて忘れられないであろう食堂。歳末の夜、ふらりと店に入り、食事をし、お酒を吞んで、主人や相客と愉快に

過ごした場所。しばらくして、路地をはさんで向かいになる商店の家屋内で行われた、すさまじい殺戮。まったく、ひどい隣り合わせです。

岸壁寄りにあったはずの水産会社の大きな倉庫は取り壊されて、これも広い駐車場になっている。問題の夜に荒井さんが眠りこんでしまわれた路地脇に、しゃがみこんでみる。そして、眼の前のシャッターを、木戸を、見詰める。

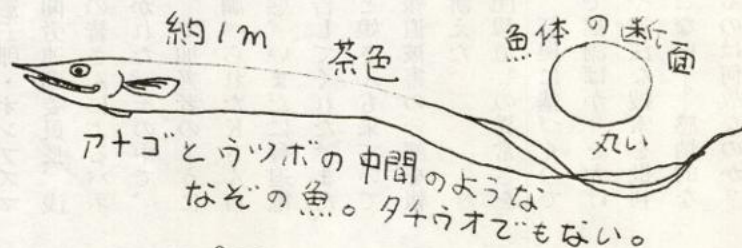
宿の窓からのながめ。おだやかだな。漁港の夕まぐれ。トンビとカモメと、さざ波と。それらを楽しみながら、三崎育ちで脱漁師の青木弁護士から懐古談を聞く。「あそこに船をつけたんだよ。そこで魚を降すわけさ」となるほど。また「あの頃は、カツオ漁を二年やれば家が建つくくらいの豊漁だったんだよ」とも。なるほど。それは、すごい。でも、だつたらまた、どうして……。

翌朝です。どなたか女性の声で起こされた

ような。すつかり夜更かしして、二時間ほどしか眠ってません。これは、めっちゃですね。小川原弁護士の「まずいよ。もう鳥が鳴いてるよ、外で」との指摘にあわてて布団にもぐりこんだのですから。やれやれ。

なんとか朝飯を腹におさめてから、魚市場や港の見学です。ところが、もうすでに港の仕事も市場の商売も終り頃なんです。サバの箱詰め作業をしている旧埠頭の岸壁寄りには、見捨てられた沢山の魚たちがコンクリートの上に投げ出されたままになっています。小アジ・小サバから、フグ・ボラ・クラゲ、さらには、頭を砕かれたサメに至るまで。

意外な発見や証言もあって、実り多かった現地調査。お天気にも恵まれましたよね。



さまざまな動きのなかで再審へ

15

山際 永三

冤罪加担の報道を批判 シンポジウム開催

今から十一年前に発足した「人権と報道・連絡会」(山際が事務局長)のシンポジウムが、五月十三日に開かれた。テーマは「メディア責任制度を日本に」。日本の新聞・テレビによる犯罪報道が伝統的に警察ベッタリで、裁判の前に「新聞裁判」をやってしまうことにより冤罪をつくる原因にもなっている——とくに最近警察の広報部門のような役割を果たしている——新聞・テレビが自主的に取材し、報道の結果に責任をもつことよって本来の報道の自由を獲得すべきだ——という集会である。百二十人が参加した。

スウェーデンからトシユテン・カーシユさんを招いて、記念講演が行われた。カーシユさんは、同国のプレス・オンブズマン(報道に関する市民の代理人)を長くつとめた人で、

現在は高裁部長判事だ。同国には戦前から自主的な新聞倫理システムがあつて、新聞の発行者・編集者・記者組合により自主的に運営されてきた。報道によって傷つけられた人は誰でもプレス・オンブズマンに訴えることができ、オンブズマンは調査して報道機関と話し合い、報道側が非を認めれば訂正記事を出させる。報道側が非を認めない場合は報道評議会に持ち込む。評議会は両者の主張を聞いて裁定し、裁定文をそのまま新聞に大きく掲載させる。日本には、こうした自主的なシステムは全くない。報道被害者が新聞・テレビの誤報に抗議しても、ほとんどの場合訂正を出すことさえしない。偽物の「報道の自由」を楯に開き直るばかりだ。しかたなく訴訟を起せば何年もかかるし、負けることもある。多くの報道被害者は、賠償金を取ることよりも新聞・テレビが謝って訂正を出してくれることを望んでいる。スウェーデンでは普通の

刑事事件関係者の氏名や住所は報道しない。政治家や公務員の汚職などに限って、氏名を報道することになっている。これを「匿名報道」というのだが、日本の新聞・テレビは実名報道に固執して、長いあいだ警察と癒着してきた体質を直そうとしない。

今回のシンポでは、カーシユさんに加えて内田剛弘・弁護士、潮見憲三郎・オンブズマン研究者、井口幸久・新聞労連副委員長、浅野健一・同志社大学教授の皆さんによるパネルディスカッションも開かれた。その中で、昨年の「松本サリン事件」で加害者のように報道され、警察にも取り調べられたKさん自身が、酷い目にあつた実態、いまだに脅迫電話に悩まされる日々を報告してくれた。また、三浦和義さんのお父さんと娘さんも来ていて十年前のめちやくちゃん報道被害の一部を報告し、三浦さんの冤罪を訴えた。

最近の「オウム真理教団報道」の異常さを強く批判する意見も出た。証拠に基づくのではなく、あやふやな情報源で推測ばかりを大げさに書き立て、別件逮捕や違法な搜索を批判する視点はほとんど出てこない——感情的な報道ばかりが繰り返されるのは何故なのか？

結局一人一人の記者の良心ではどうにもならず、システムを変えるしかないというのが結論だ。そのシステムこそ、市民を基盤とした報道評議会ということになる。あらゆる冤罪で、報道は酷い役割を果たしている。冤罪づくりに加担する報道をもっと厳しく批判すべきだ。

波崎事件の富山さん 視力失われ、病状心配

富山常喜さんは、逮捕以来三十一年以上の獄中生活をおくっているが、以前から頭痛・目眩・吐き気を訴えていた。このところ急に視力が失われ、白内障らしく、本人は手術を希望している。

波崎事件は、狭山事件と同じ一九六三年茨城県波崎町で起きた。富山さんの知人が夜中に帰宅後しばらくして急に苦しみだして病院に運ばれたが死亡した。死んだ人の妻が、薬を飲まされたと言ったことから富山さんが疑われ、その存在が証明されてもいないのに青酸化合物をカプセルに入れて富山さんが飲ませたとして逮捕された。一貫して否認したにもかかわらず情況証拠だけで起訴され、死刑

判決を受けたもの。第二次再審請求中。

富山さんは今年三月十七日から病舎に入病しているが、波崎事件対策連絡会議の篠原道夫さんらが心配し、山際も参加して東京拘置所当局者と面談して善処を要望した。その後四月十七日には、佐竹俊之弁護士が面会したが、相変わらず食欲がなく、頭痛・目眩がある。眼は自分の手を二十〜三十センチに近づけるとほんやり見える程度とのことだった。四月二十日には篠原さん名義で東拘の所長あて要望書を出した。視力の衰えと頭痛・目眩・吐き気や食事ができない問題は、それぞれ単独ではないはずで、総合診断されるべきではないかと思われる。

日産サニ一事件 再審開始決定取り消し

いったん再審開始が決定した「日産サニ一事件」(斉藤嘉照さん)につき五月十日仙台高裁は原決定を不当にも取り消した。免田さんの場合、第三次再審請求を認めた「西辻決定」を福岡高裁で取り消されて、第六次でやっと再審開始をかちとったのだが、白鳥決定によって少し開きかけた再審の門は、ますま

す狭くなり、ほとんど閉じてしまったように思えるほどだ。

同事件では、被害者の身体の傷と自白によって凶器とされた果物ナイフやドライバーが合わないという法医学問題が争点となっていた。再審請求で弁護側が船尾鑑定(致命傷など四か所の傷は合わない)を提出したのに対して検察側は牧角・石山両鑑定を出して否定し、即時抗告審では弁護側の内藤鑑定(六か所の傷は峰幅の厚い包丁のようなもの)に検察側の高津鑑定が対立していた。今回の高裁決定は、弁護側から提出された鑑定を排斥して、傷の深さや大きさは刃物の動きで変化するため、合わないようにみえても矛盾しないという検察側の主張に沿った判断を示したもようである。そして、自白については「不合理な点があることは否定できないが、ただちに虚偽だとも断定できない」として、結局確定判決を守る保守的な決定となった。

九州大学大出教授の「新旧証拠の総合評価を認めながら、決定は事実上、新証拠のみで棄却しており、内容に矛盾がある」というコメントのとおりであり、弁護側による不屈の巻き返しを期待したい。

荒政さんだより ⑱

●豆虫と遊んで

■二月二十二日は「再審理由補充書」が提出されてから一周年。記念の祝いをやり、キムチを買入れして差入れのベニサケ缶を開けてもらって食べました。

キムチに小みかんの皮を小さくちぎって、七味とうがらしとしょうゆを水でうすめたのを入れて混合して食べていましたが、甘夏みかんになったのでこれはやめました。

前回のパンフレットの中で年賀状集約コピーだけが強制領置されたのです。年賀状発信名だけでも次回パンフを送ってくれる時に教えて下さい。(三月一日記)

■今日の運動場の看守台は気温が八度だと言いました。運動場に出るたびに必ず寒暖計の温度を看守に尋ねることにしています。

運動場奥のフェンス外側に大イヌフグリなどの雑草が広がっています。この中に大イヌ

フグリ草の群生があつて今、可憐な花が盛りなのですが、今日は水溜りのため、運動場奥に行けなくて、大イヌフグリの花を見ることができませんでした。でも、父さんの窓下にもこの大イヌフグリの群生があつて花盛りなのです。

今日、房内で豆虫が三匹も出歩いていました。つまむと丸くなるのですからついつい面白くて遊んでしまいます。豆虫は汚くないのでいい遊び相手です。石川県の砂地地帯にも多く棲息していましたので少年時代を思い出してとてもなつかしく思います。

(三月十三日記)

●梅の木林で花見がしたい

■三月十四日にパンフ合計二十四点を受取りました。スマヌリは「監獄通信52号」に五カ所、少しずつだけど一、三、五、六、七頁にありました。安島幸雄さんの遺体状況の詳細ばかりのスマヌリでした。

死刑廃止実現へがんばりましょう。幸雄さんと佐々木和三さんのご冥福をお祈りします。安島敏市さんご夫婦に、どうか元氣を出すようにと励ましてやって下さいね。

■神戸在監者のニュースなどを知らせてくれて、案じていた父さんはやっと今頃安心したよ。大変な様子が分かりましたが、死者が拘置所で出していないことが不幸中の幸いでしたね。被害を受けて避難所生活をしている人がまだ八万人前後も苦勞しているとのこと。祈るばかりです。

一月三十一日には横須賀市で集まりを持ってくれたこと。ありがとう。集会に集まってくださった皆様は父さんから感謝しているとお伝えして下さい。どんな話が出たのか聞きたいです。(三月二十日記)

■サンケイ新聞湘南版の記者ノートに「三崎事件、二十余年目の弁護士新証拠」注目される再審の行方」の報道に文句なしです。こうしたマスコミアピールをもっとやってほしいと思います。

■「潮風」も読みました。奈良原のウイッチさん、雪の写真ありがとうね。雪国生まれの雪国育ちだからこれには胸がじんときます。「じょうびたき」のお話をありがとう。来なくなつたじょうびたきは、今いずこやら……。いつもおもしろいお話をありがとう。

沢山の激励年賀状をありがとうございます。



島田さんまぐろの絵をありがとう。生原さんがんばってね。まり子ちゃんが安島さんの告別式にご参加なさり涙が止まらなかったこと。よく父さんにはまり子ちゃんの気持ちに分かります。みなさんの激励本当にありがとう。

山野さんは持病でかなり苦しんでいるとのことですが、気長に治療して頑張ってください。裁判の方も新しい立証ができそうでファイトを燃やしているとのこと。どうか全力でがんばってください。「ハガキ大」のプラスチックのカガミに大喜びしていることでしょう。山野さんの粘り強い要望がかなえられてよかったですね。嗚呼、東拘も取付けてほしいですね。

猪熊さんのお便り、桜庭さん、猪熊さんすみませんね。父さんの側からどうすることもできません。ありがとう。

大場さん、東拘獄中者は、下敷と三〇センチのモノサシが購入所持できるのです。だから、年に一切れしか出ないスイカの切身の大きさも計ることができるという訳です。(笑)どうかこれからもよろしくね。阪神淡路大震災では大丈夫でしたか。

荒井幹夫お父さんもお体くれぐれも大切になさってくださいね。

中川さん、こんにちわ。いつも激励とカンパをありがとうございます。夏みかん色のトレパン上衣とピンクTシャツ大切にしています。今後もよろしくお願いします。

吉沢さんの家の梅の木畑へ行って花見をしたいと夢んでいる父さんです。だから再審開始めざしてがんばっています。

奥掛様へ、お便りありがとうございます。保釈中、あちこちに集会出席やら署名集めやら大忙しのことが分かります。私への激励もありがとうございます。獄中獄外共にがんばりましょう。

弁当箱ごはんが三月十五日から量が半分に減りました。全員の弁当箱がそうだったので。なぜなのか？原因不明です。弁当箱の深さは四センチです。ごはんは二センチしかありません。今までは三センチは確実に入っていたのです。父さんは食べないようにしていたのでどうでも良さそうなものですが、全収容者のためを思うと、この弁当箱のごはんは重大問題です。組合にも知らせておいて下さい。(三月二十五日記)

◆「大きな手の中で」で木村修治さんの本が出たことを知りました。おめでとうございます。いつも修治さんの生活ぶりがわかり励まされているのです。菊田教授、深田さんとの面会妨害の件で新たに提訴もしたそうですが、がんばって下さいね。手紙文を読みながら新しい人生に目覚め、脱皮した修治さんを覚えながら一気に読みました。そして名古屋拘も購入品が増えたことは何よりうれしいことですね。「コスモス通信」を読んで名拘の自弁食弁当にマグロの刺身がつくことを知ってびっくりしました。ああーうらやましい。修治さんの本が売切れますように祈っています。お体大切に。

「ごましお通信」の利明さんの日記を読みながら同じ階にいる父さんとしてはとても勉強になります。美幸さんの赤ちゃんの啓明君は大きくなったことでしょうね。

◆父さんの窓からは、しだれ桜が一本と、早咲きの小花の八重桜が一本見えます。座って座卓から見えるのが八重桜です。もう八分咲きといえましょう。食器口窓側に立つと、吉野桜が一本と、遅

咲きの蕾のボタン桜の太木が一本見えます。

あと、小さい桜科の海棠の花が赤く咲きはじめています。座ったままで食器口に首をのぼすとボタン桜の太木の枝の一部が見えます。

今朝起きたら早咲きの八重桜が満開になったよ。しだれ桜の花は散りはじめています。

スズメたちやひよどりたちが、花をたべているよ。

(四月十四日記)

◆ゆうべ「世の中の食事情が変わったので四月二十日から東拘当所も食事栄養バランスをとることになり、今までとはお菜の面で多少変化します」という内容の告知放送がありました。さて、どんな栄養バランスのお菜が出るのか？ 今夜もゆうべと同じ内容の告知放送がありました。食事にどんな変化があるのか？ 放送では分かりませんでした。

(四月十九日記)

◆弁当箱のごはん量が前のような約三センチにもどりました。お菜で変わったのはトウフがスープやミソ汁に使われて出てくるのが目立ったことです。何も変わったことはありません。

(四月二十五日記)

◆五月六、七日の弁護団の調査に大きな期待を持っています。どうかよろしくお願いしま

す。

小川原弁護人へ電報を打とうとしたら、電報受けつけは死刑確定囚はダメなのだと言われ拒否されました。「なぜそうなのか？」というところ、係長さんに面接願いを出したよ。

「電報を打つても当局が局に出すのは普通郵便発信扱いと同じだから電報の意味がないから確定死刑囚からの電報は受け付けないことになったのだ」ということです。だから今日

(五月一日記)

青空の獄舎高きベランダに今年最後の毛布はためく

塩味の獄のラーメン好きになり炊事係りを誉めてやりたし

夕暮れは妻娘息子等恋しくて大声上げて吾れ叫びたし

ひよどりのびーこは吾れの友なりし話しかけると唄いはじむる

無実身の石川一雄氏仮釈に三十一^{みそひとせ}年をよくぞ耐え抜き

石川氏受刑苦闘のりこえて再審闘争共に勝利を

獄冷えの年末夜明け歌作り石川氏のこと想い祈りぬ

東拘で安島氏が死刑にされた記事を見て吾れ心底から怒りて胃痛

総義歯ハブラシいらす便利なり上下外して洗えば終り

新年のカレンダー写真赤黄色畑まぶしくチューリップ咲く

青空に飛び立ちたいとふと思う成人祝い晴れぞうれしき

獄窓にひよいと覗いた獄雀吾が目と合ひし共に驚き

春になりましたが

蒲公英



いつまでもお寒いですがごきげんはいかがですか。

「一犬虚に吠えて萬犬実を伝う」とか。このごろのマスコミの報道ぶりは沙汰の限りです。ずっと風邪に悩まされてきている私は、この際、五官の目鼻口耳にマスクをかけて、ひたすらにこの風潮の悪疫から身を守っています。

二月から三月にかけて山陰を二往復してきました。末期癌の弟をみまうためと葬式にかえていたのです。子供たちに奉加帳を回し、今度ばかりは天下晴れての新幹線の客です。

経もよめず、念仏も唱えない私は、通夜の席で、供花の献花者の名を拾っているばかりでしたが、その中の奇妙な花輪に目が止まりました。食料品ばかりが詰められてたる現実趣味の献花です。がまあ詮索することもありません。当節、盆、暮れの贈答品が大根で

あったり、葱や人参であったりの実用品嗜好に意識革命がすすんでいるという話ですから吐血にくるしみながら弟は「生きていた」と言い残したそうです。

七十七歳、心に残すものはなんにもない筈です。そんなもんかな、という私に、そんなもんだ、と次兄は顔をくいしばっています。

葬式の日、金襴の被りものを耳まで垂らした坊さんが、朱の高椅子にすわってお経をよみながら、ときおり手にした払子（はらこ）を振ってあたりの邪気を祓（はら）っています。陪席が大きな鍋蓋（かま）のような金属楽器をグワングワンと両の手で打ち合わせ、ジャラジャラと擦りあわせて雰囲気をもり上げています。まるで音のつぼです。

こんな風習、なかったはずですが。亡者のように三角の和紙を額につけ、こよりで耳のうしろに結んだ葬列がずらっと表に並びます。このアナクロ風景を見送りなのか、見物なのか、道路は人ばかりです。

「死は棺一つあれば足る」という「虚無思想の末席」に侍るものにとってこんな葬式形式など凡そ無意味で煩わしいばかりです。

翌日は雨になりましたが、山はみぞれでう

つすらと雪を刷き、どこからか日が射しているという変則的なお天気になりましたので、晴れまをみて、山草を探しに山へ入りました。一年、故郷の山にごぶさたをしている間に山はすっかり変貌していました。緑の斜面がいたいたしいまでに削りとられてコンクリートの小型ダムが谷を塞いでいます。なん十年、なん百年、人の手によって保護されてきた谷がたった一度の出水で同じ人の手で壊されてしまったのです。

この谷の水は、ふもとの寺の蓮池のからす貝を養い、風呂屋に算の水を送っていました。百年をこえていた例の山椿は近年にない豪雪のため、雪折れた大枝のつぼみがなお赤く綻びようとしているさまはむざんでした。

「生木を裂く」の諺どおり、杉の幹がパシッとさけてなまなましい傷口を天にむけています。

めざした山草はありました。持ちかえっていま清楚な花をさかせています。

私事にわたったものになってしまいました。が、この次は明るい話題をさがしておきましょう。

お大事に。



山小屋だより

く幸運の月がやってきたのです。でもまだまだ気候は不順で、日中汗ばむほどの陽気も風が立つとみるみるうちに気温は落ちて五度以下。いつも季節が移行する自然界のバトンタッチには、去るものへの名残りも、受け継ぐものへの希望と期待がこめられ交互して急に寒さが戻ったり、ふわあーっと暖かくなったりするのはないでしょうか？ だから三寒四温。うまい表現です。そこではやややしてられない私は、そよ風に誘われて農婦になります。

四月十日、昨年熊本の知人にいただいた、ツタンカーメンの墓から発見されたという豆の種と絹さやの種をまきました。どうか無事に発芽してくれますように。

四月十八日、じゃがいもを植えました。まずスコップで土を起こし、鍬で畝を作って鶏糞と牛糞と堆肥を入れて床作り。じゃがいもは芽を傷つけない様に切り分け灰をつけて土に埋めます。これでじゃがいもの植えつけは終了。今夜の食事は美味しいぞーです。

四月十九日、雪。ヤレヤレのため息にとつと疲れた感じ。

四月二十一日、夕方のことです。屋根にき

じ鳩が一羽、じつとうずくまっているではありませんか。怪我をしているのかなと梯子を掛けて登るとバタバタと飛んで東側の窓の庇へ。飛べたので羽根に異常はないようです。よかったアーと、パンと水を空缶に入れてきじ鳩のそばに置きました。きじ鳩は声をかけると丸い目をさらに丸くして首をかしげ、じつと聞いています。誰かに飼われていた鳩が道に迷って来たのでしょうか。あれこれ考えているうちに夜になりました。

四月二十二日、「おはよう」って隣の窓から庇の上を見上げましたが、すでに姿なし。帰ったんだなあーと思っていました。夕方になるとなんと庇に止っているではありませんか！ 信じられない嬉しい話です。

四月二十三日もやはり朝は出かけ、夕方になると戻って来ました。二十四日は上京のため留守になります。私はふとジョウビタキのことを思い出してなつかしく、そして寂しく思いつつ雨戸を閉めずに出かけました。

二十七日帰宅。予想していた通り庇には鳩の姿はありません。そしてパンが入っている缶が消えていました。変だなあーと妙に心にひっかかりながら居間のカーテンを開けると、

こんにちは！ お元気ですか。

いつまでも寒い日々に「ああ、いやんなっちゃう」の私も四月のカレンダーを目にした途端、背中にしょっていた重い荷物を下した時のように身も心も軽くなって目の前がパッと明るくなりました。

昨日(三月三十一日)は雪が降ったからと、九時までふて寝していた誰かさんなのと思わず笑ったエープリルフル。いよいよ花開

なんと物干竿に鳩が止っているではありませんか！ 驚きと喜びとで私の胸はいっぱいです。きつとからすかとんびに襲われたのでしよう。消えたパンの謎が解けましたから。

五月四日、夕方になってもきじ鳩は帰って来ませんでした。どうしたのでしょうか。からすにいじめられることなく仲間の所へ帰ったなら嬉しいのですけれど……と思いつつ、二週間共に過した日々が懐しく、安心して休める巣箱を作った後悔してもあとの祭り。見上げる空には鯉のぼり、毎年千曲川を跨いで数十匹の真鯉や緋鯉が列をなして舞う風景は華麗にして壮観です（流れる川は汚染され水は飲めなくなってしまうが……）。

高速道路の開発で東部町はすっかり土建屋さんの町になり、ひっきりなしに通るダンブカーで道路はガタガタです。どう考えても開発とは自然破壊ですね。

ツタンカーメンの種と絹さやは発芽してつるが伸びてきました。じゃがいもも深緑の葉を大地の上に拡げました。ツグミも姿を見えています。さて今度の訪問者は誰でしょうか。それではまた、お元気で。 ウイツチより

潮風にのって



◆荒政さんの脚も春となりますとホッとされ、少しは快くなりましょう。

産経新聞湘南版で「三崎事件」が取り扱われたことや、地元の横須賀の死刑廃止運動の皆さんが支援に取り組もうとされていることなど、大変心強い味方となりますね。私も自分のことのようにうれしく思いましたが、さぞかし荒政さんは大喜びでしょう。よかったですね！ 再審の方にも弾みがつくというものですよ。

阪神大震災で私の支援会の主メンバーが被災されたため一時的に支援活動が休止しましたが、ほどなく被災メンバーの中野さんが元気に復帰し、活動は元通り再開されました。会誌の発行がその間一回分取り消しになったため、本年は三回の発行となります。上告も正念場に来ていますが、新しい立証に全力を

注ぎ、いい結果になるかな？ という期待も出てきました。荒政さんが頑張ってるのに、私もやらなきゃ！（私の方が若いのだし……）

（大阪拘 山野静二郎さん）

◆はいさい！ 潮風18号落手しました。荒政のお父さんは待望の春の真最中ですが、どういふものか常夏の島は冷々とした中に桜も終り、すでにデイエゴも咲いています。陽差しがとっても弱い。それにしても厳冬の東拘を鉄板の入った肉体でよくぞ生きのびたと怪物振りには慶賀のいたりです。これからは日に日に陽射しも強まり、お父さんの強張った肉体も心もほぐれてゆくでしょうから張張りを貫いて下さるよう。

貧しければ囚人の心はあたたかく春の匂いぬ獄壁に匂いぬ
幼き日遊びくらしした囚人日々は春の如くに心うるおす

闇払ふあけみどろの花咲き初めば友の再審囚人は祈りぬ

（沖縄拘 座間味秀雄さん）

◆「潮風」いつもありがとうございます。先日二十七年ぶりに小学校六年生の時のクラス会があり行ってきました。一九六八年春卒業

なので半ズボンをはいていた男の子もひざ上スカートの女の子も平等に三十九歳のオジさんオバさんになっての再会でした。

ところで春は骨盤の開く時期故、からだの調整にはよい時のようです。わたしも腎の系統が弱いので今のところ用心しつつ、鍼灸師に来てもらおうかと思っているところです。

(東京 足立さん)

◆事件のことは全く存じませんでした。近くに住んでいまして。…三崎に誰かいないかなといま考えています。「産経」が取り上げて下さったように大新聞がござって取り上げて下さると私個人としましても三崎の知人を頼りやすくなります。マスコミに働きかけて下さいませ。

【潮風】大変読みごたえのあるいい冊子ですね。少しですが切手を同封させていただきます。お元気で。(横須賀 松本さん)

◆会誌をお送りいただきまして有難うございます。辻堂団地にお店を持っていらっしゃる頃、いつもにこにこと爽やかに応対して下さった荒井さんの笑顔。私は荒井さんの無実を心から信じています。どうかお身体に気を付けて頑張り抜いて下さるよう。僅かですが、

お納め下さい。

(横浜 菊池さん)

◆近いうちに三崎の方で免田さんの映画の上映や講演会が開かれるといいですね。「世論の向き」を少しずつ変えていくことも無罪への道と思います。(神奈川 新倉さん)

◆飯田さんは元気で頑張っています。いつも「潮風」いただきありがとうございます。

《会計報告》

4月30日現在

A 収入		B 支出	
前月より繰越	300,814	潮風18号印刷代	27,243
パンフ売上げ	1,600	切手代	23,700
カンパ、会費	17,000	封筒	618
家族より援助諸経費	20,000	写真紙焼代	2,008
		交通費(家族宅)	7,000
	339,414	合計	60,569

A 339,414 - B 60,569 = 278,845 ……次回へ繰越

●多くの方々からのカンパをありがとうございました。

ます。阪神災害で「精神障害」者も大変な状況ですが、私も年をとりほとんど何もできなくてはがゆいです。(神奈川 赤松さん)

◇ 編集後記 ◇

●明けても暮れても連日サリンとオウム報道にうんざりしているところ。今度は逮捕、逮捕が始まって胃が痛くなりました。それにしても出来すぎた台本とひどいマスコミ。洗脳しているのは電波をあやつる黒い影です!! 油断大敵、御用心、御用心。(S・U)

●先日亡くなった父に、「潮風」を渡すのをしばらく忘れていた時、「冤罪の荒井さんは出てきたのかい？」と尋ねられたことがありました。続けることが大事だと思ってきましたが、出さないでよくなることを目指してこれからも編集していきたいと、このコトバを思い出しています。投稿よろしく。(青木)

前号の「大地震と監獄」で北海道の集治監で死亡した人数に校正のミスで誤りがありました。訂正してお詫びします。

三ページ三段五行目

二十二名↓二百十二名

三崎事件

荒井政男さんは1971年12月、神奈川県三浦市三崎で起きた一家三人殺害事件の「犯人」として逮捕されました。裁判所は、荒井さんの無実の訴えを無視し、強制による「自白」、目撃証言などを根拠として死刑判決を下しました。1990年10月に上告棄却となり死刑が確定し、現在東京拘置所に収容されています。

荒井さんは、その事件の犯人では決してありません。偶然現場の近くに車を駐車させて中で眠っていた荒井さんが事件に気付き、立ち去ったに過ぎません。

目撃者証言は、現場から立ち去ったもう一人の男（真犯人）と荒井さんを混同したものです。荒井さんを犯人とする物的証拠は何もありません。だいいち、荒井さんは過去の交通事故により足に重い障害を負っており、三人もの人を殺したり、家の中を走り廻ったり、2階に駆け上がったたりすることが出来ません。

また犯人が現場に残した足跡（25.5 or 26cm）が荒井さんの履いていた靴（27cm）と一致しません。さらに凶器とされた刃物が特定されていません。犯人であれば当然浴びたはずの大量の返り血が荒井さんの衣服や車に全くありませんでした。荒井さんがとられた「自白」と客観的な事実のあいだに多くの矛盾があります。

荒井さんは、1991年1月に横浜地裁横須賀支部に再審の申立てをしました。裁判所は、一日も早く再審の開始を決定すべきです。

潮風

は、荒井さんが若い頃船に乗っていたことから名付けました。荒井さんが家族へ宛てて出した手紙の中から、“荒政さん（荒井さんの愛称）だより”として荒井さんの声を獄外に、また支援の声を荒井さんに届けて再審を共に闘うために1990年11月から発行しています。『潮風』の購読をお願いします。

潮 風 第19号 1995年5月30日発行 頒価200円(〒90円)

発行人 荒井政男さん救援会

東京都千代田区神田錦町1-1-6

神田錦町ビル3階 大手町共同法律事務所気付

郵便振替 00130-7-546727

潮風

第20号●

1995年8月25日

三崎事件

荒井政男さんは無実

風 臆

第 50 号

1954. 8. 25

三 誠 事 業

業 井 地 用 さ い お 兼 実

検察官「意見書」が出る

昨年十一月二十五日、検察官から「意見書」が出されていた。これは昨年二月に弁護団が提出した「再審理由補充書」と五つの新証拠にたいするものだ。この「意見書」を七か月もたつて弁護団が入手するまでには、再審にしか起こりえない経過があった。

請求人抜きの再審

新たに再審弁護団に加わった田鎖麻衣子弁護士が、弁護人選任届を横浜地裁横須賀支部に提出した。六月になって裁判所から主任弁護人の伊藤弁護士に「検察官から意見書も出ているが、新しく弁護人も加わってまだ何かやるのか」という問い合わせがあったという。昨年から弁護団は、裁判官との面接を申し込んでいたが、裁判所は意見書が出たことは知らせてこない。もちろん検察官から弁護人に送って来ることもない。

再審には決定を出すまでの訴訟法上の規定がないため、請求人はもちろん弁護人が会う

場さえもないのが実態だ。このような実状を踏まえ、あらゆる努力で再審開始を目指したい。弁護団は、再度裁判官との面接を申し入れ、新証拠を準備し奮闘している。

検察官は「三橋意見書」を 読んでいない？

検察官の意見書は十ページもない。弁護団の再審理由補充書（『潮風』別冊参照）で証拠とした五点（①荒井宅階段昇降再現報告書（荒井さんの三男のビデオつき）、②三男の供述録取書、③同、④荒井さんの妻と娘の供述録取書、⑤「三橋意見書」）のいずれも新規性明白性もないとしている。その理由として検察官は、

(一) 一、二審、上告審で階段の上行の「速度」と階段昇降の「方法」の問題として争ってきた。今回の五点の証拠は一、二審で取調べが可能だったから新規性がない。新規性がないから明白性もない。

(二) 明白性について①の三男（検察官は一貫して長男と書いているが）は事件当時十六歳だったから記憶しているはずがなく、不可罰を願う実子だ。②③④も同様の趣旨。⑤の「三橋意見書」は①④が明白性がなから同様に明白性がない。という、逆転した詭弁で「三橋意見書」の検討を避けたものにはすぎない。

「三橋意見書」は、荒井さんの下肢の筋力についても新しい測定法を用いて確定し、階段をかけることはできないこと。結局荒井さんは事件現場の階段を急いで昇ろうとすると、バランスが崩れて左右に大きく体を動かし、一段一段足を上げながら両手を壁や手すりについて昇ることになると明確に示した。「三橋意見書」を検討しないで新規性という検察官は言語道断である。

証拠の新規性とは「同一人のあらたな供述など証拠方法は同じであっても証拠資料として内容にあらたなものがあれば新規性が認められるべき」（榎井村事件再審開始決定）である。内容を検討もせずにしりぞけ、真実から遠ざけ、再審の却下を目標む検察官の策動をはねのけ再審開始を目指したい。

さまたげごまかな動きのなかで再審へ

16

山際 永三

大分・みどり荘事件 奥掛さん逆転無罪判決

十四年前の「みどり荘事件」で一番無期懲役だった奥掛良一さんの控訴審・福岡高裁は、六月三十日無罪判決を出し、検察側は「法律的に無理」と言明して上告を断念、無罪が確定した。

おめでとう！われわれ無実事件の関係者にとって、久しぶりの快挙である。この事件は無実事件について学ぼうとする者にとって、非常に貴重な教訓を含む事件だった。それだけに逆転無罪の喜びもひとしおである。

事件と裁判については小林道雄さんの名著『夢遊裁判』（講談社）に詳しく書かれているので、ここでは繰り返さないが、多くの無実事件に共通するさまざま要素があるなかで、とくに「自白維持」と「DNA鑑定」の問題がわれわれの関心と呼ぶところであり、この

二つの問題では、東京高裁で今年中にも判決が出る状況にある「足利事件」の菅家利和さんが、まさに同じ問題を争点として、無実を叫んでいるのである。

「自白維持」はなぜ？ 弁護人の問題まで提起

多くの無実事件で被告とされた人は、警察で「自白」を取られているが、公判の途中でその「自白」を維持していることもある。古くは免田事件がそうだったし、狭山事件もそうだし、警視総監公舎爆破未遂事件や土田・日石・ピース伍事件の一部被告がそうだった。これら事件での「自白維持」は、警察・検察段階の「自白」の延長であり、それぞれ特殊事情もあるなかで、本人は病気になるって意識朦朧としていたり、警察官に騙されていたり、軽い刑罰ですむと思いついていたり、いずれにしろ本人は孤立無援、権力に

人格を押しつぶされ、酷い苦悩の中にいる。荒井政男さんの三崎事件のように、警察で「自白」をとられたものの、公判では最初から全面否認してたたかった場合でも、裁判所は有罪にするわけだから、公判でも「自白維持」した場合、裁判所は安心して有罪を出すことが多い。それほど不利なのに、無実の人がどうして公判になってまでも「自白維持」するのか？これは普通の人に説明するのが非常にむずかしいところだ。

奥掛さんの場合、警察の悪質な騙しがあり、取り調べの中で、①被害者の部屋（奥掛さんの隣室）から自分の指紋と毛髪が出た、②信頼していた元上司が自分に不利な供述をしている、③自分は酒に酔うと記憶を喪失して夢遊状態になる等々のことを思い込まされていた。起訴前の精神鑑定に回され、酒を飲まずとただ眠ってしまうだけの反応に、精神科の医者が自白剤イソミタールを注射しているという噂らせ、記憶を混乱させたという事実もある。マスコミも冤罪づくりに加担した。テレビは連行される奥掛さんを犯人として大写しし、新聞は「ムツツリした…」「自閉症の…」などの見出しで「悪人ぶり」を報道。弁護人

も接見で真実を聞き出すことができなかった。裁判が始まってから、輿掛さん本人は、公判に出てくる警察官がウソを証言することから

自覚を取り戻し、被害者の部屋に自分の指紋などなかったことを知り、やっと弁護人に真実を話し、第十二回公判で否認に転ずる。しかし、一番は無期懲役だった。全く曖昧で矛盾だらけ、変転も激しい「自白」が有罪の証拠とされたのである。小林道雄さんは、被告人が夢遊病なのではなく、裁判が夢遊病だとして「夢遊裁判」を書いた。

控訴審では、当初からの弁護人を中心に弁護団が補充され、徹底的に問題点を洗い出した。「自白維持」については、真実を見抜けなかった弁護人にも責任があるという自己批判が行われた。こうした問題で自己批判までした弁護団がいままであったらどうか。どうして一審の途中まで被告人との間で本当の信頼関係を築くことができなかつたのか？ 弁護人にも思い込みがあつたのではないかと？ という「報告書」を作成して裁判所に提出した。率直に問題をえぐりだす弁護団のすばらしい姿勢が、二審の流れを変えた。「夢遊裁判」を読んだ多くの支援者が傍聴席を埋め、被

告・弁護人・支援という三者の固いきずなが出来ていった。

「DNA鑑定」のすさん 科学鑑定が冤罪をつくる

みどり荘事件では、警察が出してきた毛髪鑑定があつた。被害者の部屋に落ちていた毛髪が輿掛さんの毛髪と「同一人のものと推定される」という科学警察研究所の鑑定である。毛髪の形・色などの顕微鏡的な比較・含有微量元素の比較により個人識別が可能とする科学研の毛髪鑑定については、福井の女子中学生殺害事件（前川彰司さん）の一番無罪判決（一九九〇年）が明確に批判して退けており、みどり荘事件の弁護団は、二審で柳川堯九州大学教授の新鑑定を得て、毛髪鑑定が科学の名に値しないことをみごとに立証した。

ところが裁判所は「毛髪を再度DNA鑑定に付したい」とし、職権で筑波大学の三沢章吾法医学教授（日本法医学会理事長）に鑑定を依頼した。二年近くかかって一九九三年に出してきた鑑定書によると、被害者の部屋に落ちていた毛髪の一本が輿掛さんの血液のDNA型と一致するというものだった。みどり荘

事件弁護団はショックを受けた。九一年十二月の足利事件報道では「DNA鑑定一致／スゴ腕DNA鑑定／百万人から一人絞り込む能力」などと、DNA鑑定を絶対視するキャンペーンが張られていた。警察はこの年から全国に簡易なDNA鑑定の機器を導入し、権威を確立しようとやっきになっていた。筑波大学の鑑定は、科学研の方式とは異なるが、本的には同じ理論に基づいている。しかし、みどり荘事件弁護団は、この難問もみごとに突破したのである。弁護団では分担をきめてDNA鑑定の問題点を徹底的に研究し、三沢鑑定の大小さまざまな欠陥も明らかにし、実際に鑑定作業を行った原田勝二助教授から「私の鑑定は破たんしている」との証言さえ引き出した。さらに、筑波大のDNA鑑定で輿掛さんの型と一致とされた毛髪は十五センチ以上ある長い毛で、事件当時の輿掛さんはバンチパーマをかけており、ホテル従業員として散髪は欠かさずにやっていた。他人の毛髪と本人の血液のDNA型が一致するという鑑定は全くのナンセンスということも明らかになった。かくしてみどり荘事件の科学鑑定は、完全に崩壊したのである。

19 荒政さんだより

● 田鎖新弁護人と会う

◆「シャローム」「甲山裁判支援通信」「殺したんじゃねえもの」「監獄通信」「ごましお通信」。『国道11号線』では棄却された内容を知りがっかりしましたが、山崎さんと平山さんが控訴して闘うことを知り、心から応援しています。

「ねっとわあく死刑廃止」内容充実した死刑廃止の各地のニュースありがとう。「キタコブシ」大道寺さんのがんばりの様子がわかります。心から応援しています。五月二十日は逮捕されてから二十年になるとのこと。固い、強い、やさしい青年たちの思想に応援を送りつづけていますとお伝え下さい。「言いたい放題」に石田明男さん（岐阜県）の俳句があり、しっかりと読みました。また北九州小倉の城野医療刑務所の看守の暴行で虐殺された人のご冥福をお祈りしました。このパンフは文字が細かいので天気の良いときにトイレに腰をかけて



ようやく今日までに読み終わりましたよーっ。

「ぼじとうふう」未知子ちゃんが保母さんに合格とのこと。おめでとうございます。神戸の地震のあとが、いかにものすごいものか読みとることができて心が重く痛みます。石橋さんご一家のご無事を知り安心しました。

（五月八日記）

◆五月二十三日に小川原先生と田鎖麻衣子先生との面接がありました。田鎖さんのことは、去年小川原先生からも聞かされていたので初面会のような気がしませんでした。すぐに事務所の住所を担当さんをお願いして聞いたところ、すぐ教えてくれましたので今後の面接と再審連絡ができるように申告手続きをしました。近日中に発信を予定しています。

五月二十四日、父さんの隣房に中国人少年らしい人が転房してきました。後日、風呂に行くとときに顔を合わせたら、四月九日の日曜日に頭が痛いと訴えて、看守を何回も「報知器」を出して呼んで、看守が短気を出してとうとう拘束具をつけて保護房へ台車で運ばれてしまった少年でした。今ではきちんと医師から診察を受けて頭痛の薬も出してもらっていることが、父さんの房からも分かりますの

で安心しています。

● 死刑執行、ショックでした

◆五月二十七日、回覧新聞に大きくスミヌリがあり、窓に透して見たら「三人死刑執行」の大文字がはつきり見えただけで詳細は分かりませんでした。夕食前のラジオで東拘で二人、大拘で一人の計三人を死刑執行したことに、死刑廃止グループから村山首相への抗議があったことや記者会見のテープも流されました。二十八日の昼頃には獄外から怒りのアピールが情宣され、ところどころ聞こえました。前田法相と村山首相が六カ月に五人も死刑執行したのですから父さんはショックでした。

社会党党規の中に死刑制度反対の主旨があったはずだが……。いずれにしろ村山首相への怒りで許せません。

（五月三十日）

◆「死刑執行に抗議する」と「村内閣の見識を問う」のピラと毎日新聞切抜きのコピーはスミヌリツブシがひどくて三人死刑した場所と、三人の氏名はわかりません。

六月七日の新聞に南アフリカで死刑廃止というビッグニュース記事があり、うれしくて

踊ってしまいました。

二年に一度の巡閲官との請願面接がありました。面接事項は三十四項目で別紙の通りです。

(別紙) ①死刑執行一時停止と死刑を廃止して下さい。私は冤罪死刑囚です/②便箋七枚までの制限をやめて/③弁護人への発信の下書きを廃止して/④発信相手の制限をやめて/⑤電報発信を認めて/⑥再審中の死刑確定者の救済者との面会文通着入れを認めて/⑦弁護士との面接に看守の立合いをやめて/⑧テレビ、演芸会、教会会食などは全死刑確定囚に平等に処遇して/⑨衣類上下無料洗濯について、紛失しても、の文字は削除して/⑩房内所持私本冊数を二十冊まで認めて/⑪房内昼寝時間の冬期間は掛布団を使用させて/⑫食品の買入りにリンゴを認めて/⑬時期に応じてスイカ、ウリ、トマト、ブドウ、柿などを買入れさせて/⑭運動場のフェンスに近づくの文字を削除して/⑮運動場のフェンスの前のバラの木が枯れたところにバラを植えて/⑯二年に一回の巡閲官面接を年に一回にして/⑰買入れ弁当のお菜にマグロの刺身を食べられるよう弁当屋に指導して/⑱房

内にハガキ大のプラスチック製のミニ鏡を取付けて/⑲買入れの缶詰の品数を増加して/⑳自殺房の窓穴開き鉄板と食器口鉄板を撤去して下さい/㉑保安房を撤廃して。手錠も革手錠も拘束具も使用しないで/㉒看守らの収容者への集団暴行・暴力、保安房への拉致をやめて/㉓懲罰をやわらかくして、訓戒教導を主として/㉔冬期間の湯タンボ有料二十円を半額か無料にして/㉕老年人、身体障害者、病者、心障害者の入浴時間を五分間のばして/㉖戶外運動時間三十分を四十分にして/㉗戶外運動の縄とびは私の体ではできないので輪なげを設置して/㉘家族との面会人数制限を六人迄にして/㉙家族との面会一日一回を二回にして/㉚確定死刑囚に切手、ハガキ、便箋、封筒、ボールペンを無料支給して/㉛看守らは全員胸に名札をつけて。横須賀拘はつけていた/㉜パンフや新聞記事のスミヌリツプシはやめて/㉝発信の制限を一日四通までとして未決並みに認めて/㉞前田法相はもうこれ以上死刑執行書にハンコを押さないで下さい。さらなる殺人はやめて下さい。死刑廃止して下さい。(六月十日)

(注・編集の都合で一部省略しました)

■山小屋のウイチさんが写したじょうぶたきのカラー写真とTシャツ三色三点を受取りました。もううれしくて子供のように歓声をあげました。六日は昼近くにHちゃんが面会にきてくれたのでグリーンのTシャツを着ていきました。

父さんの窓庭のビワの木の実が鈴なりで黄色く熟して太陽の光に輝いています。何とムクドリが群れがきて半分ほど食べちらかしていきました。そのおいしそううれしそうに姿にニコニコと見とれてしまいました。実の食べがらが落ちています。(六月十七日記)

みなさん ありがとう

■山野さん 激励ありがとうございます。オリーブ通信も届いています。座間味さんもありがとう。うれしく読み返しています。おっしゃる通りですが、春の真最中は通りこして梅雨の真最中です。一年中で一番の苦闘の季節なのです。毎日、半泣きです。

足立さん、三十九歳のオジン、オバンの再会の気持ちは父さんにも経験があるのでよく分かります。三十三年ぶりの同級生再会でした。父さんが十三歳の時に急に同級生と別れ

のことは交わすこともできず明日から夏休みという日の午後、学校に行つて受持ちの女先生に話して別れたきりでした。一九七一年(昭和四十六)年十月末、同級生たちが鬼怒川温泉にきているから夜七時までに来てくれないか、という知らせでした。同級生たち男女約五十人位と再会しました。丸三十三年ぶりの再会でしたので足立さんの気持ちがわかるように思います。丁度三崎事件と出会う五

十日前のことでした。足立さん腎の系統が弱いとのこと。どうかお体をいたわつて下さい。松本さん、「潮風」をほめてくださつてありがとうございます。切手もありがとうございます。菊池さんお便りありがとうございます。身近な風景でも何でもいいですからシャバのニュースを待つています。また「潮風」でお会いしましょう。

新倉さんの三崎での免田さんの上映会の提案はいいなと思います。三崎の町民は保守的で、「他所者」がデカイ面をするのをすごく嫌う時代もありましたが、今では「他所者」も人口の半分以上にはなつていてしょうから大丈夫とは思いますが。いろんな意味で今後の検討課題ですね。

赤松さん、飯田さんは元気で頑張つておら

れるとのこと。何よりうれしいニュースです。

(六月二十五日記)

◆今朝早くカラスが来てピワを食べていたのを見て、窓から「シーツ、シーツ」と追つぱらつてやつたら雀たちが大喜びしてピワに群がり食べています。

房内半年毎のカレンダーの張り替えてました。カレンダーの写真はコスモスのピンクと白い花、真赤な花が写っているものです。

「冤罪通信」で「河野さん人権救済へ、松本事件、日弁連、調査開始決定」を読みました。河野義行さんは松本事件の第一通報者だったのにずいぶんとひどい目にあわされたのですね。全く権力犯罪とマスコミ報道の犠牲者です。

「はじとうふう」阪神・淡路大震災の神戸地区の被災体験を読みながら、十九歳で船の乗組員だった私は、阪神初の大空襲があった時、神戸にいて受けたB29の暴撃のことを思い出しました。今回、亡くなられた方のご冥福と、ケガをされた方の健康をお祈りしました。

『0通信』No2ありがとうございます。「反日的改良運動」に大森さんが変化したことは素人の私に

もわかる主張になりました。再審開始めざして共にがんばりましょう。

(六月二十九日記)

◆「オリーブ通信」ありがとうございます。山野さん裁判の支援報告を読みました。争点となった(1)(2)についての無実証明ができるとのこと。しっかりとがんばつて下さい。上告ではほとんど審理をやらなから、その分をがんばつてほしいです。

『コスモス通信』で長谷川敏彦さんが、看守の耳にピアス用の穴が開けられているのを見ておどろいたことが書いてあるのを読んで、父さんもおどろいたよ。世の中変わったね。男がピアス付ける時代になったんだね。(笑)

また、一月分の行事予定表を渡してくれたと書いていますが、名古屋拘の処遇の人間的な扱いと東拘との大きなちがいに驚いています。演芸の内容と敏彦さんの様子がよく分かり父さんも大笑いしました。

『潮風』を読んで父さんが左目が見えないことについてくれぐれも大切にして下さいと書いてあり、心配してくださつてありがとうございます。敏彦さんも「血管腫」のために手術したこと。くれぐれも大切にして下さい。菌も

だいぶ抜歯された様子ですが、義歯をしつかり入れてもらってください。(七月一日記)

●輿掛さん よかった

●右目の視力が元に戻ってきつつあり、左目も新聞の大見出し文字が読めるようになってきました。

今年四月二十日から東拘の食事改善がはじまってからお菜の野菜量が増加され、調味料も多品目が使われています。特に夕食にはジャガイモ使用量が多くなり、めん類も多くなったので昼と夕食にはお菜だけ食べても耐えられるようになりました。ごはんは朝昼夕共に湯のみコップに半分だけ食べることを実行しています。ひもじい時には夜八時頃にバナナを食べています。食事制限をしているおかげだと思いますが、少しよく見えるようになったのです。

七月一日の新聞に輿掛さんの無罪判決が出ていました。よかったです。完全無罪判決でしたから検事が上告しないだろうと思いましたが、面子が立たないから上告するかもしれません。とにかく七月十四日が上告期限なのでからその時にはつきりするでしょう。

(七月二日)

●夕方に例年通りウチワが一本貸与された。

フォーラム90の白いピラで、村山内閣の見識を問うはヌリツプシが二か所ありました。内容文章は父さんがいつも村山首相に疑問をもっていたことでした。社会党は死刑廃止をかけたいたはず。それぞれの項目に回答を求める気持ちは同じです。村山首相は権力者のイスに座って居心地が良くて死刑廃止をアツサリとふみにじってしまいました。だからまじめな回答はしてこないと思います。回答してきたとしても回答にならないものでしょう。社会党が割れるのも当然のことです。●二十四日に受け取ったパンフで五月二十六日に死刑にされた名前がわかりました。田中さんは数か月前から死刑されるのが近づいていたのを直感していたのか？運動にも出なくなっていたのでした。二十六日以後は姿が房内に見えなくなつたので、アアーと思つていました。六月に定期転房がありました。姿が見えませんでした。この人が田中さんだったのです。文通はしていなかったが、顔はよく知っていた人でした。須田さんは父さんの階にはいませんでしたので顔を知りません。

アーメン。死刑廃止実現に全力です。

(七月三十日記)

田沢法相に死刑執行するなどハガキを送ろう！

死刑廃止議論を

田沢法相が脱会

田沢智治法相は十五日の閣議後の記者会見で、超党派の国会議員でつくる「死刑廃止を推進する議員連盟」を九日付で脱会したことを明らかにした。

法相は「議論に所属していて心にしほりがあっては、法務行政を公正に推進できない、という批判もある。一政治家としての思想信条を乗り越えて、行政を

(朝日新聞) 八月一日付より)

「法務行政を遂行する」ということは「死刑執行しますよ」ということ。もう死刑の執行を許してはならない。

東京都千代田区霞が関一の一

法務省 法務大臣 田沢智治

までハガキを集中しよう。

かねの草鞋で歩いて

蒲公英

この次は明るい話題を、と気安く『潮風』に一方的約束をしたものの、今時かねの草鞋で話題をひろって歩いても明るい話など転がっているわけはなし、さいわいに原稿の催促もなく、意を安んじているとき、七月二十六日は仏滅でした。

「山の賑わい」にすぎない私にも、やっばりニュースの割当てがありました。ぐずぐずと尻込む私に出席の山際監督が、返答や如何といたずらそうな目をむけています。

結局は「メイレイ」に屈してしまう私です。一度だつていい、みなさんのようにてきぱきと頭が働き、手が動く、そんな敏捷な行動をとってみたいものです。

池袋西口公園でバスを待っていると、近寄ってきた青年が「パトカーが三台止まっていますね。なにかあるんでしょうか」と問う。気のない返事をしてると、「この辺オウム

がいますね」「いたつていいでしょう」青年は重ねて「東口にオウムの建物があるそうですね」「あつてもいいじゃありませんか」青年は去りました。

小菅駅に、未逮捕のオウム信者の色刷り写真がずらつと貼り出されています。

検挙率世界一とかの科学捜査を誇る日本の警察が、いまだに中・近世の人相書きに頼っているのは笑止です。目明かし、十手捕り物は今も健在でした。

東京拘置所の正面玄関に鉄のバリケードが築かれました。竹矢来を二重に組み立て、ペンキで近代化のお化粧をしたしろものです。外来者が出入りする通用門にまた一か所関所が増えました。あつい盛りを六、七人の制服が仕方なく、という顔で荷物を調べています。

待合室のカナリヤは姿をけしましたが、上一色村で人身御供にあがったカナリヤは死んだそうです。オウムのせいだといわなかったところは一片の心が残っていたか、と善意に解釈しておきましょう。

何日前、テレビが、おどろおどろしい風景を放映していました。オウムの建物をとり

まいて、付近の住民が「オウム出ていけ！」と拳を突き上げている光景です。数年前、奄美の一地域の住民が暴力団と一体となって、入植者追い出しの脅かしや放火をやったときと同じ状況です。

関東大震災の時、社会主義者や朝鮮の人が大勢虐殺されましたが、原因は「毒を撒いた放火した」との流言が意团的に流されたためです。「善良な市民」はいつでもファシストになり得るのです。正義面をして。

今ほど人間を恥ずかしく思ったことはありません。

こんなピラを貰いました。「脅しやいやがらせに屈せず、住民を守るために体を張って頑張りましょう」「住民にやさしい政党」が暴力団にとつてかわつて住民を鼓舞しています。

明るい話がないままに、この夏も暮れてゆきます。日の色が少しずつ変わって青栗が極立つてきて、木の根元にクリーム色の茗荷の花をみつけました。

いま木槿と萩の花が咲いています。



山小屋だより

今年の梅雨明けは土用に入ってからですが、いきなり盛夏に突入となり、暑さに馴染まない体はこの極暑に青菜に塩でもうグツタリ。それでも涼風を求めてウロウロ出来る私達ですが、そちらは最悪！ 今頃は団扇片手に茹で蛸になっているのではないかと心配しています。——お元気ででしょうか？

奈良原に来て六回目の夏ですが、近頃の気候はスーパーマーケットの野菜や果物のように季節感が薄らぎ、いつまでも寒かったり、梅雨の雨が、大雨、洪水、崖崩れの注意予報つきの豪雨だったり。気持ちが悪いですね。そして世界の各地では次から次へと想像を絶する異変が起って被害続出。ほんとうに悲しいことです。これも長年に渡る原生林の伐採と核実験が大きな原因だと痛感しています。

山は父、海は母。それを破壊したら、地球に生存するものは絶滅です。ダンプと砂塵にまみれる東部町を見ていると、それがあたかも地球の荒廃であるように思えて悲しくなるのです。暗い話になってしまつてごめんなさい。

次は涼しい話を一つ。それは六月初めのことです。志賀高原に行くチャンスに恵まれ、ルンルン気分ドライブとしやれこみました。この時期の緑は色々あつてとてもきれいなのです。まずみずみずしい新緑の澄んだ空気の流れを受けてアカシアの白い花の下や、芽吹いた白樺の細い若葉の並木を通つて渋峠にきたら、何と雪です。そして老若男女がスキーを楽しんでいるではありませんか!! 夏服のままやって来た私は氷点下の世界にふるえてしまいました。しかし初夏にスキーだなんて、これもまた奇妙ですよね。

ああまたまたと、次に向かったのが地獄谷野猿公苑。地獄谷の三文字にゾクゾクしながら遊歩道をたどり、猿が温泉に入るといふ公苑に着きました。入場料大人三六〇円。その入場券の裏に「猿をみる心得」が四ヶ条ありました。入口に入るともう猿がいてじつと

私をみています。心得②です。「目を合わせない！」私は忠実に守つて餌をねだる猿を通過。すると今度はロダンの考える人のような老猿。その孤独な姿は群れから追われたかつてのボスのようです。子猿も遊んでいます。温泉の中には肩までつかった赤い顔の猿達、人間顔負けの体です。丁度オヤツの時間が来たのでしようか、飼育係のおじさんが箱を開けてリングを見せれば谷間から現れる猿の群！赤ちゃんを胸の下にかかえてとんで来る母猿の愛情とたくましさを感じてしまいました。帰りは雨。

雨といえば、梅雨の最中の七月十二日の夕方、一瞬雲が切れて薄陽が射しました。きつと虹が立つよ、と思つてカメラを持ち出して四方八方見渡せば……ありました。東の空に大きな七色の虹。私の希望は健在です。

発芽したツタンカーメンのエンドウ豆はスイトビーのような赤紫の可愛い花を咲かせ、私の背丈よりも大きくなって六月中旬から毎日紫色のエンドウをプレゼントしてくれました。今はもう子孫を残して黄色くなくなっていました。味はあまりパツとせず、皮も固くて期待はずれでしたが、鮮やかな紫色のゆで

汁にはさすが高貴な出と笑ってしまいました。たいへん！紙面がオーバーしてしまいました。私の親友、いえ恩人のミミズ君の話が出来ないのが残念です。が、それは次回にいたしましょう。

八月一日、ねむの花が咲きました。この日じゃがいを掘りました。やっと実り始めた

潮風にのって



◆これまでの御支援ありがとうございます。皆様の御支援のおかげで無実を晴らすことができました。

福岡高裁は一審有罪判決がいかに誤りであったか、私が犯人ではない潔白な点もある。そして真犯人像についてまで指摘してくれた完全無罪判決でしたので弁護団、家族も大変感激しています。

この無罪判決が早く確定するようお願い、こ

キュウリを三本収穫。ピーマン、シントウ、ナス、カボチャはいのちを燃やしています。一雨欲しい晴天の空です。

戦後五十年のこの夏に、再び平和を祈りつつ明日をみつめたいと思っています。どうぞお体を大切に頑張ってください。

晩夏の奈良原 ウイツチより

れからも頑張っていきますので皆様今後ともよろしく願います。

(大分 奥掛良一さん)

◆拝啓 荒政さんも救援会の皆様も御苦勞様に存じます。

救援会で三崎現地調査を行い、実り多い結果の報告に接し、私も良かったナ、と思いましたが。以前、荒政さんから手紙で何度も岸本商店とかねしろ食堂の図面等を描いてもらっていました。一丸で両店の写真を拝見し「うーむ、なるほど」と、じっくり見ました。救援会と弁護団との数の多さと熱意に感服しています。

荒政さんは、今でもみかんの皮を漬物にして食べてますネ(笑)。私は面倒になって潰けたりするのが。唐がらしも大拘にはな

いし)もうやめてしまった。でも、あれ旨いですよね(コンブとスルメを入れると旨い)。

荒政さんの話によると、弁護人への電報は発信できないとか!? えーっ、どういうわけ?! 死刑確定者が自分の弁護人に何故電報が出せないのか、わけがわからん。その理由を知りたいものです。東拘は電報でも普通郵便扱いと同じだから電報の意味が無いというそうだけど、それはおかしいですよ。電報文なんて検閲に時間がかからんのやし、その日に打つことに手間がかかるわけない(ファックスを使用してる筈です)↓(東拘から局へです)だから電報なら当日中に相手に届くのやから普通郵便と同じスピードなんてこと有り得んですよ。東拘さん、なんか裏があるのとちやいまっか? 本音を言うて下さいよ。また、荒政さんに体調を御心配いただきましてありがとうございます。冬期は上半身のシビル等(今冬はひどかった)でぐずっていました。暖かくなったら治りました。もう大丈夫です。肩等のコリのひどさは相変わらずですが、これは持病だし、監獄の中で治す方法が少ないので耐えるしかありません。私のもいよいよ歯がいかせません。上の歯は四本し

か残っていません。その四本も怪しくなってきました。下の方は三本抜けただけですが、そろそろ総入れ歯かなあ。うっとおしいこととでんなあ。

官食は法務省が見直して、主食を減らし、肉、玉子等を増やすという方針で変わったのですが（カロリー計算の是正）、大拘の場合、主食は減り、若干豚肉が入った副食が多くなりましたが、副食の量は減りました。それとメニュー内容のワンパターン化が益々ひどくなり、毎週同じ様な副食です。以前のような変化は無くなっています。食の楽しみはほとんどなく、機械的に食ってる感じです。皆様、お元気で！（大阪拘 山野静二郎さん）

◆御無沙汰して居りました。

五月六、七日の弁護士との三崎現地調査が有意義であったことが看取されました。地元、横須賀の死刑廃止運動の皆様も支援に参加され、大変心強い味方が増えましたね。荒政さんはもちろんですが、私も喜んでいきます。また、サンケイ新聞湘南版に「三崎事件」が取り扱われたこともよかったです。確かに冤罪にはマスコミアピールは必須だと思います。救援会の皆様の更なる御尽力を！

さて、また五月二十六日に国家の殺人が執行されました。東京拘、大阪拘で三人の残酷な死刑の犠牲者が出ました。怒り心頭！ 死刑廃止！ 三人の冥福を祈ります。

ところで、私事ですが、私の事件をモデルにした新聞小説「推定有罪」のコピーが届いていると思います。だいたい小説的になってきました。事件の本質はそのままです。私の裁判も上告して二年四か月になり、正念場に来ていますが、相変わらず最高裁（第一小法廷）は沈黙の状態です。今年中には結果が出ると思いますが、一縷の望みで……期待しています。今年は冷夏と聞いています。荒政さんに御自愛下さいとお伝え下さい。何時も荒政さんと「潮風」に慰め励まされている私です。真っ白い「潮風」待っています。

（東京拘 冤罪者同朋 信太正雄）

◆落膽せず、絶えず祈るべし（聖書）

これはイエス様のたとえ話の中で不義な裁判官も夜となく昼となく訴えをくり返す（やもめ、とあるのですが二千年前のユダヤでは最も弱い立場を代表）のに根負けするお話しです。これから暑くなりますが、御健康に気をおつけ下さいませ。

「真実に頭れざるなし」（聖書）

荒井さんは、入れ歯にもすっかり慣れられ「キムチの変り種？」も召上られて、ようございますね。

私もマネをして一句出て参りました。ムシバの日（なんてありませんね）の作。

歯の痛む心配いらぬ総入れ歯
でも、私はなかなかじめず実は参っています。

今年も緑溢れる季節になりました。どこも、かしこもコンクリで固めた東京も、一本の木影がほっとさせてくれます。緑は少しでもあったら嬉しいとばかり、猫の額ほどの狭い場所にある木を喜んでいましたら、青桐、ねずみもち、芭蕉が窓をこすり、屋根を掩ってしまいました。

クーラー等という利己主義な機械は、自分だけいい気分を他を熱くしているヒドイ物と怒っている人間ですので、樹こそ天然のクーラー、と悦に入っていましたら、お隣に来た植木屋さんから「家がダメになるよ」と言われ、越境した枝の苦情にがっかりでした。

昨日は「死刑執行を許さない」と小さなたつた六人のデモだったので、元気に歩い

《会計報告》

7月31日現在

① 収入		② 支出	
前月より繰越	278,845	潮風19号印刷代	25,389
カンパ、会費	10,000	切手・封筒代	18,927
家族より援助諸経費	24,541	交通費(家族宅)	7,000
	313,386	合計	51,316

① 313,386 - ② 51,316 = 262,070 ……次回へ繰越

●前号発送の際に振替用紙を入れ忘れしました。ゴメンナサイ。にもかかわらず送って下さった方ありがとうございます。遅くなりましたがボーナスが出て使ってしまった方もそれなりに、出ない方もそれなりにどうぞよろしく願いたします。

てきました。これは実は憲法九条の戦争をしないことを守るデモなのですが、村山政権が「人にやさしい」等と言った果敢、二度迄も執行するのは何事かと、出発前にシユプレヒコールが加わったのです。

阪神大震災の被災者が未だ仮の避難所から行く先もなく大勢いるのに、世の中の報道がオウム漬けになってしまつて、怖いことです。

どうぞ、御身体大切に。何としても冤罪が雪がれますようにと、日頃はたばたとしていましてなかなかお便りが出来ずに居りますが、毎日お祈り申し上げております。

(東京 齊藤美智子)

◆五月六・七日に参加できず残念でした。阿部さんの「トンビとカモメとさざ波と」を読みながら現地調査を想像いたしました。心やさしい文章に心なごみました。

先日の死刑執行の記事(私は『毎日』の一面にて読まされた)には心凍る思い、サリン事件にまさに便乗して執行が行われたに違いないと思ひました。マスコミも死刑反対運動のこと今回は無視しました。何とか一言もの申さねばと思いつつ、まだ果たしていません。もう何度も死刑は廃止すべきと投書して、載せられているのですが、別の視点から力ある文が書けぬかと思案しています。

(横須賀 松本)

◆『潮風』一九号の三ページの下のイラストですが、鱧(ハモ)ではないかしら。色といふ魚体の断面(丸い)、長さからすると関東ではあまりなじみが浅いハモと思うが、大当り!? ものすごく美食で関西(主に京都)では

夏になると食べる。食べないと夏が来ないと言われるくらい。アナゴでもウツボでも、チウオでもないというのですからハモ以外ないと思うがア…。なお東北地方ではアブゲとも言いますよ。

(東京 鞆腹)

◆また死刑執行がありました。むなく無力感におそわれています。村山さんには裏切られた思いがしています。もう政治家のいい言葉に期待するのではなく、やっつけていかなければこちらの身がたない! と思います。

ところで、東拘はやっぱり建物が古いのでしょうか? 豆虫の訪問があつたとか……。今の私ならギヤア! ですが、子供の頃は丸めて遊びました。あれ、おもしろいですよネ。そういえばセミとりにも、小学生の頃は夏はたのしかったナァ…。だから今もセミを見つけてるのは早いです。では、お元気でいて下さい。

(岸和田 大場)

◆荒井さんはじめ、みなさまのお元気なようすが誌面から伝わってきます。私も少しはがんばらねばと思わされます。(大阪 畑)

◆昨年並のボーナスが支給されたので、荒政さんへカンパを送ります。がんばって下さい。

(東京 中川)

三崎事件

荒井政男さんは1971年12月、神奈川県三浦市三崎で起きた一家三人殺害事件の「犯人」として逮捕されました。裁判所は、荒井さんの無実の訴えを無視し、強制による「自白」、目撃証言などを根拠として死刑判決を下しました。1990年10月に上告棄却となり死刑が確定し、現在東京拘置所に収容されています。

荒井さんは、その事件の犯人では決してありません。偶然現場の近くに車を駐車させて中で眠っていた荒井さんが事件に気付き、立ち去ったに過ぎません。

目撃者証言は、現場から立ち去ったもう一人の男（真犯人）と荒井さんを混同したものです。荒井さんを犯人とする物的証拠は何もありません。だいいち、荒井さんは過去の交通事故により足に重い障害を負っており、三人もの人を殺したり、家の中を走り廻ったり、2階に駆け上がったたりすることが出来ません。

また犯人が現場に残した足跡（25.5 or 26cm）が荒井さんの履いていた靴（27cm）と一致しません。さらに凶器とされた刃物が特定されていません。犯人であれば当然浴びたはずの大量の返り血が荒井さんの衣服や車に全くありませんでした。荒井さんがとられた「自白」と客観的な事実のあいだに多くの矛盾があります。

荒井さんは、1991年1月に横浜地裁横須賀支部に再審の申立てをしました。裁判所は、一日も早く再審の開始を決定すべきです。

潮風

は、荒井さんが若い頃船に乗っていたことから名付けました。荒井さんが家族へ宛てて出した手紙の中から、“荒政さん（荒井さんの愛称）だより”として荒井さんの声を獄外に、また支援の声を荒井さんに届けて再審を共に闘うために1990年11月から発行しています。『潮風』の購読をお願いします。

潮 風 第20号 1995年8月25日発行 頒価200円(〒90円)

発行人 荒井政男さん救援会

東京都千代田区神田錦町1-1-6

神田錦町ビル3階 大手町共同法律事務所気付

郵便振替 00130-7-546727

潮風

第21号

1995年11月25日

三崎事件

荒井政男さんは無実

風 賦

卷之五

五

三
德
學
抄

讀其文男さらの無実

検察官意見書に弁護団が反論

「再審理由補充書(二)」を提出

十月十三日、弁護団は「再審理由補充書(二)」を横浜地裁横須賀支部に提出した。

これは検察官の「意見書」(前号参照)に反論したものであり、三橋鑑定の新規性・明白性の論証はもろろんのこと、検察官が明白性がないことを証明しようとして引用した三人の証言についても、現地調査の成果を踏まえて検討したものになっている。

検察官が「意見書」で主張していることが逆に、荒井さんの無実を浮かび上がらせることになっているということがよくわかる「補充書」だ。

荒井さんは犯人像と全く違う

この「補充書」ではまずはじめに、目撃したという証言にある犯人像と、荒井さんとは階段昇降の態様ではつきりと異なることが書かれている。犯人が階段をのぼる姿にはこれといった特徴がない。一方、荒井さんは、犯行現場のような段差が二二センチメートルある階段は壁や手摺りを使ってしか昇ることができない。

三橋鑑定は荒井さんの下肢筋力を正確に測り、機能障害にもとづいて階段昇降の態様を分析して、荒井さんの階段昇降の態様を明らかにした。検察官は、荒井さんが階段を駆け上がれないというこの事実が、荒井さんの無実を示し、目撃したという証言を覆すものだからこそ、三橋鑑定を、同時に提出した他の証拠に対して従属させ

て、検討に値しないと切り捨てようとしたのだ。

さらに、「補充書」は、検察官が従属させようとした、荒井さんの三男が自宅の階段での荒井さんの昇降の姿を再現した証拠は、一緒に生活していた荒井さんが特徴ある昇降をしてきた姿を事件当時十六歳のときから脳裏に焼き付けてきたものであり、それなら十四歳だった生き残り証人の犯人識別証言も問題にせざるをえないだろうと指摘している。

また、前述した三人の証言についても、そのうちの一人は、荒井さんが魚市場の事件現場より高さも低く、幅も広い、昇りやすい階段でも、手摺りを使って一段ずつゆっくり昇っていたというもの。検察官の見当違いもはなはだしい。それどころか三橋鑑定を補強する証言だ。もう一人は「普通の人と同じくらいに歩いていたら、あまり気にもしていなかった」というもので反証にもなっていない。最後の一人は逮捕時に連行した警察官証言で、車からおりる時の印象を言っているにすぎない。

無実の荒井さんに対する死刑判決を維持のためだけにのみ書かれた「意見書」に対する怒りが、この「補充書」にはあふれている。

弁護団は調査活動をすすめながら気迫をもって活動をしている。一日も早く荒井さんを取り戻すために、さらに協力していきたい。

〔再審請求補充書(二)は今号10～17ページに掲載〕

さまざまなきのなかで再審へ

⑰

山際 永三

大分・みどり荘事件 奥掛さん人報連で無罪報告

みごと逆転無罪を獲得した奥掛良一さんが、九月十一日東京の人権と報道・連絡会定例会に来てくれて、事件以来のすべてを報告した。印象深かったのは、「自白維持」といわれていることも、さまざまなき事実が重なって真実を口に出す機会がなかったということであった。驚いたのは、精神鑑定のために起訴前鑑定留置になった時には、精神病院のオリの中に入れていたことだ。丸見えの便所は穴が開いているだけで、まさに動物扱いである。そこで「酒飲ませ実験」や自白剤イソミタールを注射しての医者による尋問がいじわるく行われた。また、控訴審の最終段階でDNA鑑定が「奥掛さん黒」の結論を出してきた時は、さすがに不安に襲われて差し入れられた鑑定書を一日中何回もよく読んで、奥掛さん

自身が鑑定書の間違いを発見し、翌日面会に来た弁護士と話し合い、弁護士からは毛髪の長さが違うので別人の毛を鑑定して「一致」としていることを聞かされて、闘志をわかせたことであった。こうしたエピソードの一つ一つが勉強になった。

かの「朝やん」こと 朝来野さん満期で出獄

奥掛さんのことをわれわれに教えてくれたのは、実は同じ大分拘置所にいた朝来野一男さんであった。多くの人に「朝やん」と呼ばれた人で、この人も冤罪（放火事件）である。大分地裁では奥掛さんと同じ裁判官で有罪にされてしまった。最高裁までいってもダメで、罪を認めないために仮釈放を全くもらえず、この十月七日満期で出所した。

大分で奥掛さんや「朝やん」の支援者と旧交をあたためた後東京にやってきた。「夢遊

裁判」の著者・小林道雄さんと山際らは、朝来野さんを歓迎し、彼の厳しい刑務所体験を聞いた。

福岡刑務所は日本一厳しいところだそうで、わき見は一切禁止、朝来野さんによると「顔を動かさないようにして眼玉だけで見る訓練をしているようなもので、誰でも悪人づらになります」とのこと。テレビと懲罰が餌と答になっていることなど、興味深い話ばかりであった。朝来野さんは統一獄中者組合の会合にも出て詳細を報告した。

彼の社会復帰を喜び、今後のたたかいに期待する。

冤罪「無尽蔵事件」の Sさん十三年ぶり仮釈放

八二年東京池袋で起きた「死体なき殺人」「無尽蔵事件」で徹底的に闘ったが有罪が確定し下獄していたSさんが、一年半の仮釈放もらって三重刑務所から出所、十月二十九日に歓迎会が開かれた。Sさんの両親・支援者・弁護士・本を書いた佐藤友之さんが集まり、無実連を代表して山際が参加した。アットホームな、本当にいい会だった。

荒政さんだより ②〇



●蚊がいなくて大助かり

◆パンフレットが届きました。

「潮風」の「さまざまな動きのなかで」の山際さんのレポートは奥掛さんの無罪判決の記事でした。いつもながら、すばらしく明快で、公明正大です。ありがとうございます。

蒲公英さんのレポートで、東拘待合室のカナリヤは姿を消したと、東拘が正面玄関に鉄のバリケードを竹矢来に二重に組み立てたというレポートを読んで、おどろきました。東拘は何に対して恐怖してバリケードを強化しているのでしょうか？ 正に「地獄の門」ですね。

「山小屋だより」での写真はエンドウ豆かしら？ 今年の猛暑の汗まみれの私を案じて下さりありがとうございます。

今年の夏は梅雨明けと同時に真夏日となったから、こたえましたね。でも体の方は足

痛みが少なくて夏は大歓迎です。台風や低気圧などもなかったから足の痛みがなく、大助かりでしたよ。夏の敵である蚊もいなくて大助かりでした。ウイッチさんが六月の初めのドライブで渋峠のスキー客に会った話はたまげましたよ。地獄谷の野猿を見物したんですね。私も見物したいですね。

七色の虹発見にはニコニコでした。なつかしいねむの木の花の話やピーマン、シントウナス、カボチャどれもなつかしい限りです。お体大事に。

「潮風にのって」奥掛さんおめでとうございます。お祝いしていますよ。

山野さん、小みかんの皮を食べるのはもうやめました。糖尿病合併症が出たからです。

東拘は確定死刑囚の電報発信は受け付けないのです。理由を聞いても私には理解できません。だから巡検官にも訴えました。山野さんは肩こりが持病とのこと、耐えるしかないとのこと。書きものが多いためでもあるでしょうね。どうかねばり強く治すようにがんばって下さいね。ついに歯の方がだめになってきたようですが、上下総入歯にしたらとても楽ですが、そうなるまではおかゆさん食べて

がんばるしかないね。私の場合、おかゆだけではひもじいので食パンも買いこんで何年も耐えました。

総入歯は菌ミガキする時間がいらなから楽です。スポンジで食器洗いと同じです。魚の小骨などもちゃんと口の中で選別することができますからね。

官食弁当やおかずもカロリー計算が変わったのは一時だけで、このごろは内容も味付けが変わったくらいであまり変わりばえがしません。野菜の数が多くなったけれど量は減りました。

山野さんの大拘も似たようなもんでしよう。主食も減りました。糖尿病にはいいけれど、若い人たちには物量的に足りないことでしょう、と思いますね。(笑)

まったく山野さんのおっしゃるとおり「変化がなくなってきた、食の楽しみはほとんどなく機械的に食べている感じ」というのは同感です。また潮風でお会いしましょう。

信太さんからの激励ありがとうございます。信太さんも今年の猛暑に耐え抜いてがんばったことと思います。裁判の勝利を祈念しています。

斎藤さんも総義歯のようですが、なかなかなじめないとのこと。辛いことでしょうね。

私のは上手だった歯科医師で、とてもしつくりなじんています。おつまみのグリーンピースの固いのもパリパリかみますよ。

総義歯が口になじまないのは技工師の当り外れがあるためと聞いています。きっと斎藤さんも不運にも外れの方だったのだと思います。東拘にいた（今は交代して若い歯科医師さん）前の歯科医師さんは技工師あたりだったそうで、義歯がとても上手で得意だった評判のよい人物でした。この問題は深刻ですから、生きるためにも欠かせない歯なので、作らなれぬか、今ある義歯を歯茎に合わせてケズリ合わせるか？ 私の亡父も義歯を歯茎に合わせて丸二年歯科医に通って合わせました。今は亡き父の笑顔を出します。斎藤さんの食生活の苦闘が思いやられます。けずり合わせてもらったらいかがでしょうか？

松本さん、五月二十六日の三名の死刑執行は残念でなりません。松本さんの気持ちがあから伝わってきます。世界で死刑廃止国が存置国を上回ったことを知りましたが、なんとしてもこの日本から死刑廃止をしたいものです。ともにがんばって実現しましょうね。

歎腹さん「ハモ」ではないかというお話、ありがとうございます。元気でしょうか。また『潮風』で会いましょう。

大場さん、村山政権には私もしつかりだまされた気持ちです。死刑廃止は社会党の党是だったはずだからです。

次に東拘の建物は古くはないけれど、流し台の下の床板がくさって虫たちが巣を作っているのです。東拘は荒川の河原だったところに建てたから河原の虫たちがいっぱいいます。畑さん、中川さんいつもありがとうございます。潮風にもどんどん投稿してね。（九月十二日記）

いつも楽しみにしています

◆「オリーブ通信」で中野さんの調査努力により「新証人」発見のニュース記事に明るい希望を感じます。問題なのは上告審では門前払いされるおそれがあることです。争点を石頭の裁判官たちに分からせることができますね。弁護士さんの努力が重大ですね。○

○さんを探し出して新証拠を完璧なものにして一日も早く提出していくようがんばって下さいね。中野さんの努力が実ることを祈っています。

大阪拘置所の生活ぶりがとてもよくわかりました。大拘は小卓や小ボットが貸与されていることを知り、処遇面では東拘よりうんと良いことがわかりました。二年後の巡閲官の面接では大拘処遇を参考にしてさらに東拘の改善を申し込みます。

◆「甲山通信」で無罪判決に検察が上訴できないシステムの話を讀みました。そのとおりと思います。山田さんのねばり強い闘いを祈っています。

◆「無罪」ありがとうございます。輿掛さん、がんばり抜いたね。立派な判決でしたね。どうぞこれからもお体を大切にね。

◆「ばじとうふう」いつも楽しく読んで石橋さん一家の明るいニュースに拍手を送っています。『潮風』にも投稿をお願いします。

◆「キタコブシ」いつも大道寺君のお元気な声聞きこえてうれしいパンフです。いつも楽しみに待っています。死刑廃止にがんばりましょう。

◆朝日新聞の歌壇の切り抜き、今回は石川県輪島の山下すてさんの歌が六首載っていました。父さんのふるさと、石川県の匂いがかしいです。素朴な歌がいいですね。ニコニ

コ。いつも切抜きありがとう。

(九月十八日記)

●トイレに座ると、テテッポッポ

◆向いの獄舎の屋上にあるテレビアンテナに山鳩がいつも止まりに来て、テテッポッポと唄っています。その姿は、私がトイレに座るとよく見えるのです。私は日中の手紙書きや新聞を読むのは目が悪いのでいつもトイレに座布団を置いて読んだり、書いたりしているのですよ。

アツ回覧新聞がきたよ。「田沢法相、新進側と裏取引」と大きく出ています。法相の猿芝居を現わしていますね。こんな人物が法相やって死刑囚を殺しているのですから日本も情けない国です。誰もが金のために利己主義になつていく姿が丸見えです。どっちにしろ「政治屋」なんて心まで腐っていますね。死刑廃止のために命を投げ打つ国会議員が現われるように祈ります。

そうそう今日も昼休みにヒヨドリが窓辺近くの木に止まってさえずり、唄を聴かせてくれました。山小屋のウイチチさんの所へは山鳩さんがその後来てくれましたかね。山小屋

では野鳥がまだまだ多いでしょうね。これから秋が駆け足ですからアツという間に冬仕度をしなさいといけませんね。お体に無理をかけないように気をつけて下さいね。

(十月六日)

●弁護人への発信に不許可部分 病状報告が多すぎるとは!?

◆きのう三か月に一回の獄外からの眼科医師がきて、医務課の眼科室で診察してもらいました。その結果左右眼底出血している、右目は特にひどいとのことでした。それで出血止めの薬を毎食後一錠ずつ飲むようにと出してくれました。右目の視力は今までより落ちましたが、まだ手紙書きはできます。飛蚊症は糖尿病を治すことが先決ですからと眼科医師が言いました。

(十月十四日記)

◆今日伊藤弁護人への発信不許可部分(自分の病状報告文が多すぎる)から削って発信した方がよいと言われたので、伊藤弁護人さんに発信するのをやめてそっくりSあてに送ることにしました。支援の人にもわたして読んでもらい、弁護団の主任の伊藤先生に渡してもらいなさいね。弁護団に対しての病状報告

は、再審裁判連絡に不可欠な内容ですが、看守氏等は「病状報告内容文頁数が多すぎる」というのですから困ったものですね。必ず先生によりしくお願いします。

(十月二十三日記)

差入れの花手入れする寒の水指冷たくて花断わりぬ

孫娘面会室で強い看守追い出し出てきなよと



松茸



蒲公英

あつい盛りを買物からかえってきたうちの
甚六の嫁さんが声をはずませています。

「おかあさん　おかあさん　松茸を買って
きましたよ、あしたはご飯とお吸物をつくり
ましょう」

アレもうそんな季節か、とおどろきました
が、山はすでに秋に入っていたのです。

韓国産という松茸は、すこししょんぼりし
ていましたが、まぎれもなく松茸で、香りも
まあまあ。

諸事節約を強いられているわが家としては
法外のでき事、首をひねってしまいました。

酒としょう油で味付けされた松茸ご飯はお
いしく炊き上ったので、二階の下宿の人にも
お裾分けです。

数日ののち、また同国出身のものを買って

きました。この方は値下げ品そのままに味も
匂いありません。

中国産も食べましたが、瑞々しい割には旨
しくありません。

カナダ産というのが出まわっています。こ
ちらは運動不足の白豚みたいで、松茸として
は異端のそしりを免れません。

十年余もまえのこと、山陰の実家に帰省し
ている私に、近くに住む弟から「めしを食べ
にこないか」と誘いがかかって、やってきた
食堂のテーブルの上に山のように盛りあげら
れた新鮮な松茸をみて、弟の奴、ぜいたく
な！とこたわりが心をよぎりましたが、き
けば今朝の明け方、ちかくの山から採ってき
たものだといえます。

「連れてゆけ」と姉の特権を發動してみま
したが、子供にも秘密なのだ、とことわられ
てしまいました。

ここ但馬の地は、山をいくつかとびこえれ
ば丹波の夜久野高原に足がときます。なら
ば地つづきのこの山の松茸は丹波のものと同
格とっていいでしょう。

子供のころ、このあたりの山には赤松が多
く生えていて、松茸は貴重ではありませんが

「高嶺の花」というほどでもなく、松茸の季
節になると私たちは、村のうしろを流れる小
川のそばに生えているあだ生えの柚子の実を
ちぎってきては柚子松茸というのを作っても
らったものでした。

調理の酒もしょう油もくが あつたし、松
茸は採りたて、言うことはなかつたです。

戦後まもなくのこと、私の相棒が大きな松
茸の籠をさげて戻ってきました。

三宅正太郎さんから、「到来ものだが」と
言われて載ってきたのだ、といえます。

三宅さんは当時、高裁か最高裁の判事とし
た。相棒がまだ関西に住んでいた戦前のこと
ですが、組合の争議の応援にいった会社との
あいだに摩擦がおき、それが裁判沙汰になっ
た名古屋の法廷で、被告対裁判官として相ま
みえた相手が三宅さんでした。

かわった人で、文学集団「白樺派」のいち
人であり、自由主義者としても名を知られて
いました。

裁判開廷の日、地下に繋がれている被告の
名を呼びながら留置場に下りてきて、本の注
文をきいたり、辞書を差入れたり、「出所し

たらうちの書生になり給え」とも言われたとか。

「法は枉げられず」で刑はばつちり二年も
らいました。

今では、というか、いまでも、というか考
えられないような話ですが、最低の体質をも
った裁判所にもこんな桁はずれの人物がいた
のです。

たまたま東京転勤になっていた三宅さんの
表札のまえをとったのでベルを押してみた
のだそうです。富豪でもあったので、女中さ
んがいく人かいたそうですが三宅さんは自分
でおとしたスリッパを勧め、招き入れてくだ
すったとか。

このとき戴いた松茸をどう処分したかは記
憶にたく、立派だったなあ、という印象だけ
がのこっています。

大阪にいたころ、美食家の友人がいて、と
きどきおいしいものを食べに誘ってくれてい
ました。いつか心齋橋のレストランでご馳走
になった松茸入りのハヤシライスの味がわす
れられず、あるはずもないあのときの贅沢な
味を追いつづけて、いまだに夢から醒めるこ
とが出来ないでいます。

潮風にのって



◆昨夏に次いで今夏も大酷暑で参った。さぞ
や荒政さんもきつかったことでしょう。再審
請求の事実に対し、新規性も明白性も無い
というだけでは検察官さんよ、意見にはなり
まへんで。具体的に中身を検討した反論をね
がいたい。

巡関官面接で、いつもの荒政さんらしく具
体的に沢山の要請をされましたネ。私も三〇
項目位やっています。その中の一つ位は、も
しくは数年経てば五つ位は改善してくれてい
ますから面接はやるべきです。当局はそれを
参考にしていきますからね。

今年五月から大拘では官食の献立表を回覧
されているので向こう一〇日分ずつのメニ
ューが全て判るから便利です。荒政さんの
眼は大丈夫かなあ？ お大事になさってほし
いです。

日本の法相の就任の度に、死刑について質
問をされ、それに対するコメントを出してい
ますが、どの法相も判で押したごとく「行政
に私を加さず」と、官僚のレクチャーを忠実
に守っていくということになります。そう
いうことなら法相はロボットじゃないかな？
誰でもやれるし、誰がやっても同じというこ
とになる。大臣は自分の個性と信条で官僚や
国会をリードすべきでしょう。

死刑に賛成又は反対など、明確にしてもよ
いのではないのでしょうか。フランスの元法相
バタンデル氏のようにね。日本の首相や閣
僚に魅力がないのは、ロボットだからでしょ
う。

私の上告審も大詰に来て、私と支援の人た
ちの努力で有利な新事実を発見していますが、
その努力の成果を活かすのは弁護士の仕事と
なるわけですけれども、その点で私の場合、
問題が生じており、目下の最大の悩みとなっ
ています。

では、荒政さんも救援会の皆様もお元気で。
◆「潮風」二〇号拝読しました。荒政さんの
元気な様子も伝わってきました。

(大阪拘 山野静二郎)

今年も冷夏と聞いていたのに……昨年同様

猛暑が続きましたね。荒政さんは暑さに強いのかな？ 大丈夫でしたか。蚊の方も昨年同様いなかったもので、まあいい夏だったと思います。ただ、強いて言えば、期待していた西瓜が出なかったことですね。冷たい缶入りウーロン茶は出しましたが。

荒政さんは、食事療法をされていると思いますが、私は今年の八月から減食療法をやっています。へへへ……

栄養のバランスも自分なりに上手に？ やっています。

おかげ様で血圧も下がり体調もいいです。それとは別に歳の所為か、目の視力が低下しまして、いままで使用していたメガネが合わなくなり、新しいものを購入しました。たいていいメガネではないのですが、一万八〇〇〇円もしました。こういうところで買うとどうしても高くなるのですね。

それでも辞典の小さな字もはっきり見えるので、自分ではあきらめ、納得しております。ところで、検察官の意見書が出されていたことが解ったようですが、その意見書が、弁護団提出の「三橋意見書」を詭弁を弄して検

討を避けたとのこと。

この「三橋意見書」は証拠の新規性として認められるべきものであり、逆に「三橋意見書」が新規性があるから明白性もある。だから、他の証拠も新規明白性があるとあります。裁判所は検察官の意見書をはねのけ再審開始せよ！ 物証がない、動機がない、その反対に荒政さんが真犯人と結びつかない証拠がある。再審開始だ！ 真つ白無罪だ！ 応援しています。

*

「推定有罪」(神奈川新聞で信太さんの冤罪事件を小説にして連載したものの。救援会にその全文のコピーを送っていただいた)を読んできましたか、ありがとうございます。

Aさんは「信太さんがくじけないで訴えてこられたからこそ、私も知ることができたと感謝しています」と言っていますが、私もこのようになったことで、荒政さんを知り感謝しています。私はこのようになったことをなるべくいい方に解釈するようにしています。私はたったの八年の懲役刑ですが、無期・死刑の冤罪者が一杯いることを、このようになって初めて知ったのです。

発言

ニューヨーク州が死刑制度を復活させたという記事(本紙9/4)を読みながら、先日読んだ「死刑は私たちすべての人の命の価値をおとしめる」という感動的な記事(ジャパントイムズ6/26)を思い出しました。

去る五月モンタナ州で五十二年ぶりに死刑が執行されました。死刑囚は協力的で、ヘッドホンを通してカントリーミュージックを聞かせて欲しいとだけ望み、判決から二十年後合法的に処刑されたとあり、新聞記事の見出しに「正義は報われた」とありました。正義が報われたとは？と、筆者はまず疑問を呈し、次にご自分の近年の体験を語ります。

若い頃から死刑に反対する筆者に、息子夫妻がベッドで射殺されるという事件が起こり、州当局から犯人の死刑を望むかどうかと問われて苦悶しました。しかし、筆者はどうしても犯人に処刑をとほ答えられませんでした。筆者はいま犯人のために、何時の日か神の恩寵を得て、罪の償いを見出すことを祈りつつ、終生死刑には反対だと結論づけました。

(「東京新聞」に投書した原稿より)

(横須賀 松本)

不条理がまかり通るこの世を初めて見たような気もします。また、このようになって、私の人生観も変わりましたね。

私はいつかは娑婆に出られると思っていますので、荒政さんの応援をしたいと思います。冤罪者同朋として当り前のことですが、同じ痛み苦しみを持った者のライフワークと思っています。

「一陽来復」 (東京拘 信太正雄)

◆荒井さんとお逢いできなくなって何年が経ったのでしょうか。私自身の回りも大きく変わりましたが、社会はもつと殺伐として驚くばかりの変貌をとげています。反動的に活動する人間を拘束する下準備が着々と進められているのを感じる私が異常なのでしょうか。

オウム真理教に対する日本中の反応の異常さにはただただ驚いてしまいます。

何の証拠もなく微罪で逮捕され、例によって(百年も続く日本のおぞましい白白に頼る捜査)物証にもとづく起訴ではなく、世論をありマスコミを扇動して、この国中が疑うことを忘れ、権力の発表を信じた時の起訴。無実の訴えは一億二千万分の一に打ち消され、真実は闇から闇にほうむられる恐ろしい時

代が始まるうとしています。五十年前私達の先祖は敗戦を知らされました。その時に初めて国家権力(天皇とその一派)にあやつられ、自分の命を無駄にしてきたことに気がつきました。戦後五十年の今日、同じように国家権力によって一億二千万人の人心がコントロールされている。

人間有史五千年、その間の大きな犯ちは全て権力を握った者が民衆を自分の利益のために動かすこと。その目的に向かって真実を隠し、人々をあざむいて多数の人を同じ目的に向けさせることによって起こっています。

国家が何かを行なおうとする時は、まず彼らの行なっていることの真の目的は何かを考える必要があります。まして今回のように白白のみで証拠が全く発表されない時は、国家の方が犯罪を犯していると考えた方がよいと思う。

オウム真理教の受けている今日は、明日の私達にほかならないことに気づいてほしいと思うこのごろです。

やっとおちつきましたので、機会があれば集会にも参加したいと思っております。どうか皆様お体大切に。(千葉県 森)

◆「潮風」二二一―三〇号をお願いします。わずかですが、残りはカンパさせていただきます。(埼玉 丹治)

◆「潮風」二〇号を読んで感動しました。救済会の皆さんの活動に心から敬意を表します。再審開始決定に向け、これからも頑張ってください。わずかながらカンパとさせていただきます。(東京 松井)

《会計報告》

11月1日現在

① 収入		② 支出	
前月より繰越	262,070	潮風20号印刷代	25,620
カンパ、購読料	25,300	切手・封筒代	36,000
家族より援助諸経費	20,000	交通費(家族宅)	7,000
		年賀ハガキ	10,000
		調査資料写真代	46,718
		法相宛配達証明	800
	307,370	合計	126,138

① 307,370 - ② 126,138 = 181,232 ……次回へ繰越

●ありがとうございました。これからもよろしく願っています。

平成三年(た)第一号

一九九五年一〇月一三日

請求人 荒井政男

右弁護士 伊藤 まゆ
幣原 廣
同 小川原優之
同 青木 孝
同 宮本 智
同 田鎖麻衣子

横浜地方裁判所横須賀支部御中

再審理由補充書(二)

第一 はじめに

一 平成六年一月二五日付検察官意見書は、請求人及び弁護士が問題とする階段昇降の方法の問題について、一、二審及び上告審判決のいずれもが、弁護人らの主張を「十分に吟味検討した上」「明確に排斥した」ものであるから、弁護人提出の証拠に新規性がないのは自明の理である、とする。

しかし、既に一九九四年二月二二日付再審理由補充書で述べたとおり、本件で重要なのは請求人の階段昇降の「速さ」、すなわち昇降に要する時間ではなく、昇降の「方法」である。す

なわち、本件の真犯人が、本件現場の階段を「ものすごい勢いで駆け上がり」、その方法は「特別に異常な上り方」ではなかった(唯一の目撃者である岸本〇〇の証言)のに対し、請求人はその下肢の機能障害ゆえに、まさに特別に異常な上り方しか本件階段を上ることはできなかった。にもかかわらず、この点について一、二審及び上告審判決は、いずれも階段昇降の「速さ」の点にのみ執着して「方法」の面からの検討を怠り、あるいは「方法」の問題を無理矢理「速さ」の問題へと歪曲すること、請求人を犯人とするという、誤った判断に至っている。

例えば、二審判決は、西丸・腰野鑑定書及び西丸証言を引いて、「被告人は階段を昇る際駆幹が右に前傾し、早く昇ろうとすればする程その傾向が強くなり、それによる足音も大きくなり、そのため一般人よりかえって激しい動作や氣勢で昇るような印象を与えかねない」といっているから、岸本〇〇の右供述を根拠として被告人が犯人でないと推定することはできない」とする。しかし、問題は、被告人には階段を駆け上がることは不可能であり、敢えて早く昇ろうとした場合には右判決も引用するような顕著な特徴が出ることに、これに対して岸本〇〇が現実に見た犯人は、階段を駆け上り、かつその昇り方にはこれといった特徴が認められない、ということ、すなわち請求人は犯人像と全く合致しないことにはかならない。

右のように、鑑定人の推測に過ぎない「階段を昇る被告人の印象」に依拠する一、二審判決もさることながら、犯人同一性

という、慎重の上にも慎重を要する事項につきこれほど乱暴に切り捨てる判決の態度を、「十分に吟味検討した上、請求人及び弁護人の主張を明確に排斥」と評するとは、検察官自身が判決書すら「十分に吟味検討」していないことを露呈するものといえよう（なお、検察官意見書では、請求人の「三男」荒井〇〇を請求人の「長男」とし、また、「中元裕子」を「中本祐子」と、請求人の妻「荒井〇〇」を「荒井△〇」とそれぞれ誤って記載していることを念のため指摘しておく）。

二 そればかりか、検察官意見書は、後述するように、三橋徹医師作成の「意見書」（以下「三橋鑑定」という）を、まったくの独断で他の証拠に対して従属的な位置付とすることにより、三橋鑑定への反論回避を画策している。

すなわち、検察官意見書は「第二 理由」の二の2の末尾において、「⑤証拠（三橋鑑定を指す）は、……（中略）……①ないし④証拠（弁護人青木孝作成の「荒井宅階段昇降再現報告書」、弁護人青木孝作成の供述人荒井〇〇の供述録取書二通、中元裕子作成の「荒井宅階段昇降再現状況に関する報告書」）を補強しようとするものであるが、……（中略）……①ないし④証拠がいずれも明白性がないものであることに鑑みれば、⑤証拠もまた明白性を欠いていると言わなければならない。」と述べる。

ところで、三橋鑑定が他の証拠を「補強する」とは一体いかなる根拠に基づいたものであろうか。①の報告書が鑑定資料中にあることが辛うじて「根拠」と推測される。読めば一目瞭然

のことであるが、本鑑定においてとくに重要なのは、(I) 本件事件現場のように一段の高さが約二二センチ以上の階段では請求人は手など足底以外の体の部分を壁や手すりに着けなくては昇ることが困難であり、何らかの理由で昇るとすると、右足を上段に移し左足を同じ段に移すことを繰り返して昇るであろうという点、及び、(II) 請求人にとって右のような階段を早く体を動かし急いで昇る唯一の方法は、両手を階段に着いて昇る方法であるという点である。しかるに、三橋鑑定では、請求人が手など足底以外の体の部分を着けて階段昇降する場合の方法として、〇〇の方法が合理的か否かを検討しているのである。つまり、検察官の述べていることはむしろ事実と逆で、〇〇の再現が三橋鑑定の信頼性の高さを裏づける関係にあるというべきなのである。

このように検察官意見書は、誤った位置付けを故意に与えることによつて、検察官にとつて最も難題である三橋鑑定書に対する反駁を避けようとするばかりか、同時に証拠価値まで貶めようとするものであつて、およそ公益の代表者たる検察官のとるべき態度とは考えられない。

三 以上のとおり、検察官意見書の態度は、到底一つの生命の行方にかかわる者とは思えぬ不誠実なものであり、この点のみをもってしても内容における信頼性の低さが容易に推定されるが、以下においてさらに子細な批判的検討を加えるとともに、証拠の新規性・明白性についての弁護人の反論を述べる。

第二 証拠の新規性・明白性について

一 荒井〇〇による荒井宅階段昇降再現について

1 荒井〇〇(以下「〇〇」という)による請求人の自宅階段の昇降再現は、事件以後、長く〇〇が自己の記憶の奥底に秘めていた記憶を、弁護士青木孝の要請により初めて「再現」という形で表出したものであり、これを証拠化した再現報告書(①・④)、供述録取書(②・③)はいずれも新たな証拠にはかならない。

2 検察官意見書は、〇〇が事件当時一六才の高校生であつて、そもそも事件当時において確かな記憶に欠け、かつ再現時には事件後二〇年が経過しており、再現に正確性はないと決める。

しかし、一六才といえれば既に十分な事理弁識能力があり、しかも、毎日同じ屋根の下で生活し父親の姿を見慣れていたのであるから、それを記憶にとどめないという方がおかしい。まして、請求人が交通事故に遭つた一九六三(昭和三八)年当時、〇〇は八才である。突如事故に遭い、下肢の自由を失つた父の姿を幼い息子はどのような気持ちで眺め、成長したのであるか。〇〇にとって請求人の姿は、大人が見る以上に強烈に脳裏に焼きついていたとも言えるのである。

ちなみに、検察官が一六才の〇〇の記憶を問題にするのであれば、それ以前に、本件の被害者であり唯一の真犯人目撃者である事件当時一四才の岸本〇〇の記憶、犯人識別供述をも、問題とせざるを得ないであろう。

3 また、事件後二〇年経過していることについても、ならん問題とはならない。重要なのは、請求人の階段昇降状況にどのような「特徴」があつたか、ということであり、請求人の階段昇降に「特徴」があつたからこそ、それが二〇年来変わることなく〇〇の脳裏に「印象」として焼きついているのである。

4 さらに、検察官が指摘する、〇〇が踏み出す足の左右が逆であることを三橋医師から指摘され訂正した点についても、右と同様の理由から問題となり得ない。本件では、まさに請求人が真犯人のように正常な階段の昇降ができるのか、それともできずに極めて特徴的で不自由な昇降しかできないのか、という点が問題なのである。二〇年間暖めていた記憶を呼び起こすにしてもそれはまさに〇〇の脳裏に印象されていた特徴の表出である。したがつて、突然来訪した青木弁護士の要請に応え、請求人の左右の脚の障害の程度まで考慮し科学的に再現できたとすれば、そのことの方が、作為を疑わせる不自然な現象と言わざるを得ないのである。

5 そのほか、検察官意見書が証拠の明白性の欠如を論ずる材料として引用している各証拠につき検討する。

(一) まず、KS証言であるが、〇〇による昇降再現を弾劾する証拠として同証言を引用すること自体、検察官が本件各証拠にろくに目も通していないことを示すものといえる。同証人が、「一段ずつ両足をそろえて上がつていた」旨証言したこと(正確には「何しろあまりゆっくりですから、

互い違いに足は出していないと思います」との証言)は、まず左足を段にのせ、次に右足を同じ段にのせるといふように一段ずつ足をそろえて昇る〇〇の再現方法と、まさに合致するのである。

しかも、同証人は、請求人が市場の階段を「ゆっくり、手摺を使って」昇っていたとも証言している。つまり、請求人が通常人のようには階段を昇れない事実の証言であり、この点でも〇〇の再現を裏づけている。言うまでもなく階段が異なれば昇り方も当然異なり得るのであるが、弁護人らの調査によると、同証人の証言にある三浦市三崎旧水産物地方卸売市場内の階段(「パイプの手摺がついた階段」)

は、昭和四三年に市場が改築されて以来、昨年六月の市場移転まで同じ状態で使用されていたもので、同様の階段が市場内の六か所に設置されている。そして、一段の高さは一八・五センチメートルから一九・五センチメートルで、請求人の自宅階段よりやや低く、奥行きは約二〇センチメートルとはほぼ同じ、幅は一四五センチメートルと七六センチメートルの自宅階段よりかなり広い。また、手摺の状況についても、荒井宅の階段の手摺にはひびが入り、あまり使わないようにしていたのに対し、市場の階段の手摺(直径約四センチメートルの鉄パイプ製)にはそのような事情はない。つまり、市場の階段と荒井方の階段とは、条件的に市場の階段の方がずっと昇りやすいということがいえる。しかしながらKS証言によると、請求人は手摺に

捕まりながら一段ずつ、極めてゆっくりとしか昇ることができなかった、というのである。

KS証言は〇〇による再現とまったく矛盾しないどころか、〇〇の再現の正確性を裏づけるものである。

さらに付言すると、同証人は、後に詳述する三橋鑑定にも関係する重要な証言をしている。すなわち、魚市場の出入り口付近にある三、四段の石の階段を昇る時の請求人の昇り方について、「両手を両もものところにあてるようにして手の力も加えるような形で昇っておりました」と証言しているが、これは、大腿四頭筋の筋力低下を補うべく、「開脚位で力士が四股を踏むような格好で状態を左に振ってその慣性の力を利用する」昇り方にほかならない。つまり、被告人の階段昇降方法の異常性を示す極めて重要なこの証言をも、検察官は見落としたというのであろうか。

(二) KH証言については、そもそも駅の階段の手摺の有無等についても記憶がないほど曖昧であることを指摘する必要がある。請求人と行動を共にした当時の同証人の関心事は、要するに請求人が希望通り生命保険に加入できるかどうか、ということであった。めったにない大口の顧客を獲得する機会であったにもかかわらず時間的余裕がほとんどなかったために、相当の焦りがあったと推測される。そのような状況で、他人の行動についての冷静で的確な観察ができていたかどうかは、手摺に関する記憶の欠如に照らしても極めて疑わしい。

さらに、検察官が直接引用する請求人の階段の昇り方に
関しては、「とにかく普通の人と同じように歩いていまし
たから、余り気にしてもおりませんでした」と述べ、さら
に請求人の「歩き方」については、「被告人は足が悪いの
で身体は曲がりたいたしますが、別に普通の人と同じ位
に歩いておりました」と証言しているのである。同証人は、
「歩き方が普通」であるから「階段の昇り方も普通である」
と推測しているにすぎないのであるが、ここに言う「身
体は曲がる」が「普通の人と同じ位」の歩き方とは、果
たして「普通の歩き方」といえるのであろうか。同証人の
「普通」概念に照らせば、身体を曲げたり揺すったりしな
がら階段を昇っても「普通」ということになってしまいい
うである。

結局、同証言は被告人の階段昇降に関するかぎり完全に
破綻しているのである。

(三) 山本実証言に関しては、まず、「駆け方はわかりませ
んでしたが、とにかく早かった」と請求人の動作の「速さ」
についてのみ述べている点で、弁護士らが再三主張する
「方法」についての証言ではなく、かつ、平地での運動に
関するものであるから、階段の昇降方法についての○○の
再現とは位相を異にするものであると言わなければならな
い。

その上、同証言は、検察官が批判するところの、具体的
な態様についての記憶が欠如した、まさに「印象」を述べ

る供述なのである。しかも、○○の記憶にある「印象」と
は違って、ごく一瞬の光景をイメージとして留めるにすぎ
ず、たとえ証人が捜査官であろうと軽重をもちたすもので
はない。このような「印象」こそ、曖昧極まりないものと
して慎重な扱いを要するのである。山本証言において明確
かつ具体的なのは、むしろ車（クラウン）から飛び出す前
の請求人の姿・動作であり、その内容こそ本来吟味の対象
となる。同証言によると、請求人は自動車の後部座席に浅
く腰かけたまま、両足を路面につけ、手を膝頭の上に置き
てさすっていたという。

そうであるとすれば、この姿勢の段階で既に右足に重心
をかけて立ち上がりやすい体勢を取っていたことが窺われ
る。しかも、同証言では、請求人はクラウンを降りて自動
車に衝突するまで二・五メートルしか移動していないので
ある。歩数にして僅か二、三步の運動を、右のような印象
に基づき、一体どう分析しようというのであろうか。
6 以上のとおり、検察官の述べる批判は、いずれもまったく
的を射ていないことが明らかである。

二 三橋鑑定

1 新規性

三橋鑑定書は、整形外科医師三橋徹氏が、その専門的知識
に基づき判断した結果の報告であり、紛れもなく新たな鑑定
である。

そして、鑑定の場合には、鑑定の方法又は鑑定に用いた基

礎資料において異なる等、証拠資料としての意義、内容において異なる場合には、新たな証拠に当たるとされる（札幌高決昭和四四・六・一三）。

三橋鑑定は、基礎資料の点においてこそ従前の鑑定資料に依っているが、以下に詳述するとおり、方法において従来と異なる画期的な内容となっており、従前の鑑定と証拠資料としての意義、内容とも明らかに異なる、まさに新たな証拠である。

(一) 第一に、鑑定事項の的確さである。古澤鑑定では、「足の運び方に特徴が出るか」「手摺のない階段を昇降し、あるいは階段を駆け上がり、駆け降りることは可能か」という一般的な事項にとどまり、西丸・腰野鑑定でも、「本件現場のような階段」と漠然とした条件設定にとどまる。三橋鑑定ではこの曖昧さを廃し、請求人の階段の昇降方法・態様一般と、本件現場の階段の昇降方法・態様とを明確に区別し鑑定しているのである。その結果、事項に掲げるようにおのずと緻密な条件設定と分析を導くこととなっている。

(二) 第二に、鑑定に当たっての条件の確定を緻密に行っていることが上げられる。これは鑑定人の態度としては本来当然のことであるが、従前の鑑定は必ずしもこの点について慎重とは評しがたかった。

まず、従来の鑑定で請求人の階段昇降実験実験に用いられた階段を見るに、古澤鑑定では段差一六・五センチメー

トル、奥行二七・五センチメートルであり、西丸・腰野鑑定では一番大きなもので段差約二〇センチメートル、奥行二二センチメートルである。これに対し、現場の階段は段差二二センチメートル、奥行二一センチメートル、幅七二センチメートルで、段差も相当あり、奥行は狭く、より急峻である。三橋鑑定は、請求人の階段昇降方法を具体的に想定するため、現場及び請求人の自宅双方につき階段の幅、奥行き、高さ、手摺の有無や材質に至るまで形状の子細な検討を行った上で鑑定に臨んでいる。

その上で、三橋鑑定では、西丸・腰野鑑定の実長撮影の資料をもとに極めて精緻に作成したモデルを用いて、下肢の変形・脚長差・関節可動域・下肢筋力の四点から請求人の下肢障害の程度を検討している。この点、従来の鑑定では、関節可動域の制限が主要な障害と目され、筋力低下の点については十分な考察が行われていなかった。ところが、三橋鑑定では、従来の鑑定で用いられた筋力測定（徒手筋力テスト。以下「MMT」という）による筋機能評価が実は極めて不正確であるという重大な点に気づき、より正確な筋機能評価方法の採用により、右不正確性の克服に成功しているのである。

臨床的な事実として、MMTによれば正常な筋力と評価される場合であっても、運動機能に種々の障害を来し、筋機能が正常に比し著しく劣ると言わざるを得ない場合が多々あることは、三橋医師自身も十分認識しているところ

であった。そして、このような従来の測定方法に代わり運動機能と筋機能との相関関係を明確に示す、運動障害の適切な測定方法として、黄川昭雄国際武道大学教授らによりあらたに提示されたのが、体重指示指数による方法である。これは、体重あたりの大腿四頭筋の等尺性随意性最大筋力(MVC)を体重支持指数(WBI)として筋機能を評価するものであり、実際にMMT5以上(正常)と判断されながら現実には運動障害のある六三名につき測定した結果、すべての事例において運動障害度とWBIは一致し、下肢運動機能の評価において極めて有効であることが実証された。

このWBIの採用により、以下のような重要な事実が明らかとなった。

請求人の下肢の筋力は、西丸・腰野鑑定では、「筋力の程度を正常、優、良、可、不可、ゼロの六段階に分けみると、被告(注・請求人を指す)の筋力は正常或は優という範疇に属して入る」(鑑定書九ページ)とされ、また、古澤鑑定でも「正常ないし軽度の筋力低下」(八ページ)とされている。これに対し、WBIによると、屈曲九〇度位において請求人の右大腿四頭筋の筋力はわずか二三、八キログラムにすぎず、体重の半分も支持できないということが明らかにされたのである。

2 このような新たな意義・内容を持つ三橋鑑定は、証拠の明白性の点においても、確定判決を覆し無罪の事実認定に到達

する高度な蓋然性ある証拠であることが明らかである。

(一) 既に述べてきたとおり、請求人の下肢機能障害に関する従来の鑑定は、請求人の下肢関節可動域の制限をもっとも重要視していた。そして、主としてこの点からのみ本件現場階段昇降の態様を論じてきた一方で、現場と同様の構造・条件の階段を請求人自身に昇降させるという実験を行っていない結果、請求人の実際の運動機能を必ずしも的確に鑑定し得ていない面があった。

これに対して三橋鑑定は、前記のとおりWBIの採用により請求人の下肢筋力の数値を正確に設定した上、機能障害の程度と階段昇降の態様を緻密に分析し、請求人にとって何が可能で何が不可能であるかを明快に示した。その結果、事件当時の請求人が壁や手すり等に足以外の身体部分を着かずに階段を昇ろうとすると、①まず右足を階段の上段に乗せ、②それに続いて右足に荷重を移しながら左足をさらに上段に乗せることを繰り返すことになり、左右の足を交互に上段に上げて昇っていくことは不可能であること、そして③の動作については、「二段の高さが約二二センチ以上の階段では不可能ではないが著しく困難」であるという結論に至っている。

つまり、段差が二二センチメートルある現場の階段を、請求人が壁や手摺等に足以外の身体部分を着かずに昇るのはまず不可能である、という事実が判明したのである。これは、現場の階段を、右手に刃物を持ったままものすごい

勢いで駆け上がってきた真犯人像とは、まったく相容れない。現場階段をごく普通に昇ることすら不可能な請求人に、駆け上がるなどできる訳がないのである。二審判決の言うような、請求人の昇降態様の異常からくる軀幹の揺れや足音の大きさ、目撃者の恐怖感により「ものすごい勢い」との印象を与える可能性は、まったく荒唐無稽としかいいようがない。

(二) さらに、前述したとおり、荒井〇〇による階段昇降再現も、三橋鑑定の正しさを裏付けている。三橋鑑定は、科学的手法と理論により階段昇降の方法を分析・判断しているが、「Ⅲ 階段昇降の方法（その2）」において、その判断が〇〇の再現による請求人の階段昇降方法と合致しているか否かを細かく検討している。これにより、請求人が、下肢間接可動域のみでなく、脆弱な下肢筋力をも克服する合理的な昇り方をしていたことが実証された。逆に言えば、三橋鑑定が指摘したとおり、請求人の下肢筋力はかなり弱かったことが、〇〇再現からも読み取れるのである。

この分析により、「Ⅱ 階段昇降の方法（その1）」における、請求人が本件現場階段を手など足底以外の体の部分を着かずに昇ることは不可能ではないが困難との鑑定意見が、一段と重みを増しているといえよう。

第三 結語

以上のとおり、弁護人請求の各証拠は無罪を言い渡すべき新明白な証拠であることが明らかである。請求人が、まったくの偶然か

ら事件に巻き込まれ、無実の罪で身柄を拘束されてから早四半世紀近くもの年月が経過した。失われた時間を取り戻すことは不可能である。しかし、原判決の誤りを正し、請求人の無実を晴らすことは可能であり、また、貴い生命を犠牲としないためにも、絶対になさなくてはならない。

弁護人らは、改めて再審開始の決定がなされることを強く求める。

編集後記

今年もニガウリを育てました。よせばいいのに小さいプランターに欲張って二本も植えてしまい、実ったものは小さいものばかり。でもさすがは沖繩のタネ。しっかりと緑色が東京あたりで売っているのと比較にならないほど苦みもパッチリでおいしかった（友人の話です）。水やりは自分の仕事、とこころえている相棒が、ニガウリはよっぽど生命力があるんだね、暑くなつて水さえあげればどんどん育つから、とのん気なことを言っている頃、ニガウリの故郷で許せない出来事が起きた。基地も安保もいらぬ。駆けつきたい気持ちになりました。来年もニガウリを育て続けたいと思っています。

荒井さんは昨年からの努力で血糖値が下がってきているとのこと。合併症の治療方法を調べていますが専門的でよくわかりません。わかる方教えて下さるとうれしいです。よろしくお願いします。

ウイッチさんが突然のケガで療養中のため「山小屋だより」はお休み。次号では会えるようお大事に、みなさんジワジワとポチポチとやりましょう。次号は二月二十五日発行の予定。（青木）

三崎事件

荒井政男さんは1971年12月、神奈川県三浦市三崎で起きた一家三人殺害事件の「犯人」として逮捕されました。裁判所は、荒井さんの無実の訴えを無視し、強制による「自白」、目撃証言などを根拠として死刑判決を下しました。1990年10月に上告棄却となり死刑が確定し、現在東京拘置所に収容されています。

荒井さんは、その事件の犯人では決してありません。偶然現場の近くに車を駐車させて中で眠っていた荒井さんが事件に気付き、立ち去ったに過ぎません。

目撃者証言は、現場から立ち去ったもう一人の男（真犯人）と荒井さんを混同したものです。荒井さんを犯人とする物的証拠は何もありません。だいいち、荒井さんは過去の交通事故により足に重い障害を負っており、三人もの人を殺したり、家の中を走り廻ったり、2階に駆け上がったたりすることが出来ません。

また犯人が現場に残した足跡（25.5 or 26cm）が荒井さんの履いていた靴（27cm）と一致しません。さらに凶器とされた刃物が特定されていません。犯人であれば当然浴びたはずの大量の返り血が荒井さんの衣服や車に全くありませんでした。荒井さんがとられた「自白」と客観的な事実のあいだに多くの矛盾があります。

荒井さんは、1991年1月に横浜地裁横須賀支部に再審の申立てをしました。裁判所は、一日も早く再審の開始を決定すべきです。

潮風

は、荒井さんが若い頃船に乗っていたことから名付けました。荒井さんが家族へ宛てて出した手紙の中から、“荒政さん（荒井さんの愛称）だより”として荒井さんの声を獄外に、また支援の声を荒井さんに届けて再審を共に闘うために1990年11月から発行しています。『潮風』の購読をお願いします。

潮 風 第21号 1995年11月25日発行 頒価200円(〒90円)

発行人 荒井政男さん救援会

東京都千代田区神田錦町1-1-6

神田錦町ビル3階 大手町共同法律事務所気付

郵便振替 00130-7-546727